

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------------------------|--|--|--|---|--|
| I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会 | | | | | |
| 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | | | | | |
| (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 | | | | | |
| | | | ○ 市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法について、広く府民に周知し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。 | ●京都府ホームページにおいて、法の趣旨や虐待が疑われる場合の通報先などを周知している。 | |
| | | | ○ 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職団体と連携・協力して、専門職チームの市町村への派遣、専門職による電話相談を行うなど、障害者虐待、高齢者虐待の対応窓口となる市町村の権利擁護の取組をきめ細かく支援します。 | ●京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営事業 概要:京都府権利擁護支援センターを設置し、障害者虐待の早期発見、迅速な対応等を行うため、市町村・施設職員等を対象とした研修を実施するとともに、障害者の地域生活を社会全体で支えていくために、成年後見制度の利用促進が図られるよう、市町村を支援する。 | R3 相談 385件 専門職チーム派遣 22件 R4 相談 409件 専門職チーム派遣 20件 R5 相談 410件 専門職チーム派遣 12件 R6 相談 413件 専門職チーム派遣 15件 |
| | | | ○ 虐待事例に基づき、市町村職員を対象とする事例検討会を行うとともに、市町村等が開催する権利擁護研修等に専門職の講師を派遣するなど、関係職員のスキルアップや資質向上を図ります。 | ●京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営事業 <再掲> | R6 事例検討会 35件 講師派遣 22件 |
| | | | ○ 障害者施設・事業所・市町村職員を対象とする虐待防止研修を開催し、施設・事業所における障害者虐待の未然防止等の取組の促進を図ります。 | ●障害者虐待防止・権利擁護研修事業 概要:障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所・指定相談支援事業所職員、市町村職員を対象とした研修を実施。 | R3 事業所1件 市町村 1件 R4 事業所1件 市町村 1件 R5 事業所1件 市町村 1件 R6 事業所1件 市町村 1件 |
| | | | ○ 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、成年後見制度の正しい知識の周知を図り制度の適切な利用を促進するとともに、市町村の成年後見制度利用促進に係る体制整備の取組を支援します。 | ●京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営事業 <再掲> | / |
| | | | ○ 法人後見の取組や市民後見人の養成等を促進するため、市町村職員を対象とする先進事例等の勉強会を開催するとともに、市町村が行う成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業を支援します。 | ●持続可能な権利擁護支援モデル事業 概要:国のモデル事業を活用し、虐待等の困難事案や長期的支援が必要な事例を受任する法人後見など都道府県の機能を強化する取組を実施することとし、府社会福祉協議会が実施する法人後見に要する経費の一部を補助。 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|-----------------------------|--|--|--|--|-------------------------------------|
| | | | ○ 障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用援助(福祉サービスに関する情報提供・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的金銭管理等)を行うことにより、安心して地域で自立した生活が送れるように支援します。 | ●福祉サービス利用援助事業 概要:認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。 | 契約累計件数 3,303件(R6年度末) |
| (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 | | | | | |
| | | | ○ 障害のある人等の支援を必要とする方々が毎日の生活を送る上で支障となる様々な社会的障壁(バリア)をなくしていくため、府民一人ひとりが、それぞれの立場でできる支援をする応援者となっていただけよう、心のバリアフリーを推進する啓発活動を実施します。 | ●京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の周知・啓発活動 概要:条例の趣旨・内容を広く府民に周知し、障害のある人の社会参加と府民の理解を促進する。 ①振興局や市町村窓口でのパンフレットの配付 ②広報媒体を用いた広報 ・府民だより ③府内研修会等での条例の周知 ④相談事例等の公表 | |
| | | | | ●言語としての手話の普及を進めるとともに、聞こえに障害がある人となない人が支え合う社会づくり条例の普及・啓発 概要:条例の趣旨・内容を広く府民に周知し、言語としての手話の普及を図るとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保される「聞こえの共生社会」を推進するために各事業を実施する | |
| | | | ○ 条例の趣旨・内容を広く府民に周知し、障害のある人の社会参加と府民の理解を促進するため、府の各種広報媒体を通して啓発を実施するとともに、市町村やテレビ、新聞等のマスメディアの協力を得ながら啓発活動を実施します。 | ●障害に対する誤解、偏見をなくすため、イベント等において府民への啓発を行うほか、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに関して、SNSやパンフレット等で広報活動を実施。 | |
| | | | ○ 障害を理由とした不利益取扱いの具体的事例や、障害のある人への配慮の望ましい事例などを収集・整理の上、事例集の改訂版を作成して、広く府民、事業者等に周知し、障害のある人等の社会参加を制約するバリアの解消を促進します。 | | R3.12 事例集の作成・配布 15,000部 (HPにアップ) |
| | | | ○ 障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮の個別の事案について、身近な地域で相談に応じる体制を整備するとともに、条例に基づく「京都府障害者相談等調整委員会」を設置し、より専門性の高い不利益取扱いの事案等の助言・あっせんによる解決を図ります。 | ●相談窓口 条例に規定する特定相談について、障害者支援課内に広域専門相談員、市町村に地域相談員を設置し、障害のある方や事業者等からの相談に応じる。 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|---|--|
| | | | ○ 行政機関、民間事業者等の合理的配慮の取組を促進するため、行政機関等の窓口職員への研修や事業者を対象とするセミナーの実施等の取組を推進します。 | | R6.2 事業者向けに合理的配慮の提供に係る説明会を開催 |
| | | | ○ 障害者週間を中心として、障害者団体と連携し、府内各地で啓発活動(チラシや「ほっとはあと製品」の配布)を実施し、理解促進を図ります。 | ●「障害者週間」(12/3~9)における啓発活動 概要:障害者週間を中心として、府内各市町村で啓発チラシ、「ほっとはあと製品」の配布など該当啓発活動を実施 | 京都府身体障害者団体連合会加盟の各市町村団体が地域の特色に合わせて実施(啓発物品配布 など) |
| | | | ○ 障害者福祉の啓発を内容としたポスター及び体験作文を募集し、啓発ポスターとして使用するとともに、入賞作品を「京都とっておきの芸術祭」等で展示します。 | ●「障害者週間」啓発ポスター及び体験作文コンクール 概要:障害者福祉の啓発を内容としたポスター及び体験作文を募集し、当該年度の啓発ポスターとして使用するとともに、冊子として配布するとともに、入賞作品を「京都とっておきの芸術祭」等で展示し、広く府民への周知を図る | 応募作品数 ・ポスターの部 R3 49、R4 56、R5 48、R6 45 ・体験作文の部 R3 25、R4 42、R5 55、R6 16 |
| | | | ○ 府内の障害のある人や関係者が集い、広く障害に関する理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加意欲を増進し、障害者福祉の増進を図ります。 | ●京都府障害者のつどいの開催 概要:府内の障害者や関係者が集い、広く障害に関する理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加意欲を増進し、障害者福祉の増進を図る。 | R3年度 11/23に亀岡市で開催 R4年度 11/19に木津川市で開催 R5年度 11/26に京丹後市で開催 R6年度 11/16に長岡京市で開催 |
| | | | ○ 聞こえのサポーター養成講座を開催することにより、見えない障害である聴覚障害への理解促進を図ります。 | ●聞こえのサポーター養成講座 概要:聞こえのサポーター養成講座を開催することにより、見えない障害である聴覚障害への理解促進を図る。 [数値目標] 令和5年度 受講人数1,600人(400人年×4カ年) | サポーター養成数 R3 550人、R4 649人、R5 816人、R6 740人 |
| | | | ○ 精神障害のある人及びその家族からの相談に応じ必要な助言等を行うとともに、精神保健福祉に関する正しい知識と理解の普及に努めるなど、精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図る「こころの健康推進員」を設置します。 | ●「こころの健康推進員」の設置 概要:精神障害者や家族からの相談に応じ必要な助言・指導を行うとともに、精神保健福祉に関する正しい知識と理解の普及に努めるなど、精神障害者の地域生活を支援し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、「こころの健康推進員」を設置 | R3 94名登録 推進員養成講座、現任者研修会を実施 R4 75名登録 現任者研修会を実施 R5 72名登録 推進員養成講座、現任者研修会を実施 R6 66名登録 現任者研修会を実施 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------------|---|--|---|
| | <p>○ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」や「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成等、認知症を正しく理解し、地域で支え合える環境づくりを進めます。</p> <p>また、各市町村における認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族のニーズとをつなぐ「チームオレンジ」の構築を支援します。</p> | <p>● 認知症サポーター、京都高齢者あんしんサポート企業の養成</p> <p>・認知症サポーター、認知症キャラバンメイトを養成(府・市町村が実施)</p> <p>・認知症啓発の企画・実働部隊である「オレンジロードつなげ隊」を圏域ごとに組織化し、広域的な啓発活動を実施</p> <p>・高齢者や認知症の人にやさしい声かけや見守りを行う京都高齢者あんしんサポート企業を養成</p> | <p>・認知症サポーター養成(H18～) 計351,174名養成 (H18は府、H19からは市町村が養成)</p> <p>・キャラバンメイト養成(H18～) 累計5,871名養成 養成講座は府・市町村などが開催</p> <p>・京都高齢者あんしんサポート企業 累計4,276企業・事業所養成 サポーター数 累計20,117人</p> |
| | <p>○ 障害のある人を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」や、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。</p> | <p>● 京都SARAにおける相談事業</p> <p>障害の有無に関わらずすべての方からの相談を受け付けており、電話・来所による相談、同行支援等を実施。</p> <p>● 配偶者暴力相談支援センター(家庭支援総合センター、北部・南部家庭支援センター)における相談事業</p> <p>障害の有無に関わらずすべての方からの相談を受け付けており、相談対応や一時保護、カウンセリング、自立に向けた助言・援助等を実施。</p> | <p>R4年度実績: 京都SARA電話相談:1,308件 配偶者暴力相談支援センター相談:2,348件</p> <p>R5年度実績: 京都SARA電話相談:1,620件 配偶者暴力相談支援センター相談:2,139件</p> <p>R6年度実績: 京都SARA電話相談:1,405件 配偶者暴力相談支援センター相談:2,021件</p> |
| | <p>○ 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対する一時金の支給については、都道府県が請求の受付等を行っており、着実に支給が行われるよう、広く周知等に努めます。</p> | <p>● 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する補償金等の支給事務</p> <p>概要:補償金について周知するとともに、相談対応や支給申請事務等の支援を行う。</p> <p>R6.4 一時金請求期限延長</p> <p>R7.1 旧優生保護法補償金支給法施行(一時金支給制度含む新たな補償金等支給制度の開始)</p> | <p>・相談窓口の設置</p> <p>・制度の広報周知として府内関係機関約1,800箇所にリーフレット等を送付</p> <p>R6.7(一時金請求期限延長について)</p> <p>R7.2(新制度に係る広報)</p> |
| 2 安全・安心な生活環境の整備 | | | |
| (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 | | | |
| | <p>○ 京都府福祉のまちづくり条例に定める「特定まちづくり施設」やおもいやり駐車場協力施設等を中心に、「人にやさしいまちづくりホームページ」において施設のバリアフリー情報を提供します。</p> | <p>● 人にやさしいまちづくりホームページにおけるバリアフリー情報の発信</p> <p>概要:京都府福祉のまちづくり条例に定める「特定まちづくり施設」やおもいやり駐車場協力施設等を中心に、「人にやさしいまちづくりホームページ」において施設のバリアフリー情報を提供。</p> | <p>掲載施設 2,106施設(R7.3)</p> |
| | <p>○ 全ての府民にとって暮らしやすいまちづくりを推進し、障害のある人や高齢者など誰もが安心して外出できる社会の実現を目指して、京都おもいやり駐車場利用証制度を推進します。</p> | <p>● 京都おもいやり駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)の推進</p> <p>概要:おもいやり駐車場利用証制度の取組を推進(利用証の発行、協力施設の開拓、駐車場利用マナーの啓発、全国相互利用の推進等)。</p> | <p>利用証交付数 H23.9～R7.3 37,712枚</p> <p>協力施設数 H23.9～R7.3 1,544施設</p> |

令和6年度「京都府障害者・障害児総合計画」の各分野別の主な施策一覧

資料1-1

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|---|--|
| | | | ○ 身体に障害がある人や高齢者が安心・安全に通行できる交通安全施設及び道路交通環境の整備を推進します。 また、バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路における府管理道路のバリアフリー化を図ります。 | ●公共交通機関のバリアフリー化の推進 概要:交通弱者を含めた全ての道路利用者の安全・安心を確保するため、歩道整備や交差点改良を推進する。 [数値目標] 令和5年度 府管理道路の歩道整備及び交差点改良完了箇所数 12箇所(年間3箇所) | (国庫補助事業) R3 11箇所完成 R4 5箇所完成 R5 3箇所完成 R6 7箇所完成 |
| | | | | ●交通安全施設の整備の促進 概要:身体に障害のある人や高齢者が安全・安心に横断できる信号交差点を目指し、府民要望や通行実態に応じた効果的な交通安全施設の整備を行う。 ・視覚障害者用付加装置付信号機 ・高齢者等感应式信号機 ・音響式歩行者誘導付加装置付信号機 ・歩行者感应式信号機 ・エスコートゾーン | ・視覚障害者用付加装置付信号機 (整備総数 574基) R3 新設0基、更新1基 R4 新設2基、更新4基 R5 新設6基、更新6基 R6 新規9基、更新5基 |
| | | | | | ・高齢者等感应式信号機 (整備総数 117基) R3 新設4基、R4 更新1基、 R5 整備なし、R6 新規1基 |
| | | | | | ・音響式歩行者誘導付加装置付信号機 (整備総数 2基) H30 新設1基、R1～R6 整備なし |
| | | | | | ・歩行者感应式信号機 (整備総数22基) H27 新設2基、H28～R6 整備なし |
| | | | | | ・エスコートゾーン (整備総数26箇所、53本) R3 3箇所、6本 R4 整備なし R5 4箇所、7本 R6 8箇所、14本 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|---|--|--|--|
| | | | | <p>●道路交通環境の整備の促進 概要:身体に障害のある人や高齢者が安心して通行できる道路交通環境を目指し、府民からの要望や駐車実態を把握の上、効果的な駐車取締りや放置自転車の排除を行う。</p> | <p>・違法駐車車両の排除(確認標章の取付) R3 29,731件(うちレッカー移動 0件) R4 26,888件(うちレッカー移動 2件) R5 25,377件(うちレッカー移動 3件) R6 26,182件(うちレッカー移動 0件)</p> |
| | | | (2) 住宅の確保 | | |
| | | ○ 障害のある人や高齢者、子育て世帯はもとより、多様な世帯が居住し交流できる府営住宅等を整備し、ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりを推進します。 | <p>●「高齢者が居住する住宅の設計に関する指針」の普及・啓発 概要:本指針(平成13年国交省告示1301号)は、高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体の機能の低下が生じた場合にもそのまま住み続けることができるよう、一般的な住宅の設計上の配慮事項を示すもの。 指針の全文を府HPに掲載して啓発(平成14年5月以降の設計に係る府営住宅については、本指針の基本レベルに達している。)</p> | <p>平成14年5月以降の設計に係る府営住宅については、本指針の基本レベルに達している。</p> | |
| | | ○ 障害のある人の生活や活動の障害とならないよう、バリアフリー仕様の府営住宅の建設を行うとともに、既設の府営住宅においても、住戸内やエレベーターの設置をはじめとする共用部分のバリアフリー改善を進めます。 | <p>●府営住宅のバリアフリー仕様への建替え 概要:府営住宅の建替えにおいて、ユニバーサルデザインを基本的な考え方として、誰もが安全に安心して暮らせる住環境として整備を図ることとしており、段差等を少なくしたバリアフリー仕様への建替えを実施する</p> | <p>(着工年度ベース) R3 0戸、R4 0戸、R5 0戸、 R6 0戸</p> | |
| | | | <p>●既存住宅EV設置や既存住宅高齢改善及び募集住戸のバリアフリー化改善 概要:既設の府営住宅のうち、高齢者や身体障害者等が入居する住戸や共用部分において、入居者のニーズに合わせたバリアフリー改善を実施する。 ①EV設置 ②手摺りの設置やドアノブのレバーハンドル化などの改善</p> | <p>・EV設置 R3 75戸、R4 103戸、R5 0戸、R6 90戸</p> | |
| | | | | <p>・高齢改善及び募集住戸へのバリアフリー化改善 (バリアフリー化改善はH21から実施) R3 157戸、R4 172戸、R5 160戸、R6 115戸</p> | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|--|---|
| | | | <p>○ 加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも住み続けられるよう、バリアフリー改修等の既存住宅の機能向上を図る工事に対して、取扱金融機関と提携して低金利でリフォーム資金の融資を行います。</p> | <p>●住宅改良資金融資制度(21世紀住宅リフォーム資金:バリアフリー型) 概要:住宅の居住水準の向上を図るため、住宅の性能向上等に資する住宅改修工事を行う府内在住者等で、住宅改良資金の不足する者に対し取扱金融機関と提携し低利で融資。 ・対象工事:「バリアフリー型」、「環境共生型」、「安全安心型」、「景観形成型」の仕様による工事 ・融資限度額:350万円以内 ・償還期間:10年以内</p> | <p>H18 1件、H19 2件、H20 1件、 H21～R6 0件</p> |
| | | | <p>○ 行政に加え、不動産関係者、福祉関係者などが連携して、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、障害のある人、高齢者などの住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保します。</p> | <p>●住宅セーフティネット制度 概要:高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進。 京都府居住支援協議会(H27.2設立)を設立し、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等が連携して、住宅確保用配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進。</p> | <p>・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度 登録実績(障害者世帯) R3 261戸、R4 479戸、R5 400戸、 R6 431戸</p> |
| | | | <p>○ 障害者世帯の府営住宅への入居を支援するため、一般募集とは別に、年3回優先枠を設けて募集を行い、入居機会の確保を図ります。</p> | <p>●府営住宅の優先入居等 概要:対象世帯(優先入居対象):入居者若しくは同居し又は同居しようとする親族が以下の要件に該当する者がいる世帯 ・戦傷病者 ・身体障害 4級以上 ・精神障害 1級から3級まで ・知的障害 重度又は中度 募集回数:北部地域は一般募集年2回のうち、優先募集を2回行い、南部地域は一般募集年6回のうち、優先募集を3回行う。(福祉枠として南部90戸程度、北部からは30戸程度の範囲で対応)</p> | <p>南部地域(南丹市以南) R3 募集戸数:16戸、応募者:23人、 応募倍率:1.4倍 R4 募集戸数:14戸、応募者:24人、 応募倍率:1.7倍 R5 募集戸数:20戸、応募者:24人、 応募倍率:1.2倍 R6 募集戸数:18戸、応募者:13人、 応募倍率:0.72倍</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------|---|---|---|
| (3) 移動しやすい環境の整備等 | | | |
| | ○ 鉄道駅舎及びその周辺地区におけるバリアフリー化を一体的に促進し、高齢者・障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、その中心となる鉄道駅舎を対象に、国庫補助制度と協調し、関係市町とともに、鉄道事業者が行うバリアフリー化事業に対して助成します。 | <p>●鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業 概要:1日当たりの平均利用者数3,000人以上の駅におけるバリアフリー基本構想に位置づけられたバリアフリー化整備事業を対象に、国1/3、地方公共団体1/3(府1/6、市町村1/6)、事業者1/3のスキームにより鉄道事業者に対して支援をしている。</p> <p>[数値目標] 令和6年度 1日当たりの平均利用者数3,000人以上の駅のバリアフリー化(段差解消) 1日当たりの平均利用者数100,000人以上の駅へのホーム柵設置</p> | R3 1社1駅、R4 1社1駅、R5 1社1駅、R6 0駅 |
| | ○ 身体に障害がある人や高齢者が安心・安全に通行できる交通安全施設及び道路交通環境の整備を推進します。 また、バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路における京都府管理道路のバリアフリー化を図ります。 <再掲 2(1)> | ●公共交通機関のバリアフリー化の推進 <再掲 2(1)参照> | / |
| | | ●交通安全施設の整備の促進 <再掲 2(1)参照> | / |
| | | ●道路交通環境の整備の促進 <再掲 2(1)参照> | / |
| | ○ 身体に障害のある人などからの駐車禁止除外指定車標章の交付申請により、審査のうえ当該標章を交付し、安全な駐車環境の確保を図ります。 | <p>●駐車禁止規制の適用除外措置等の運用 概要:京都府道路交通規則第6条の5の規定により、身体障害者等のうち一定以上の程度に該当する者が使用中の車両については、駐車禁止規制の除外措置が受けられるため、各警察署及び警察本部において、本人等の事前の申請に基づき審査を行い、「駐車禁止除外指定車標章」を交付している。 標章の交付を受けた者が現に使用する車両が路上に駐車する際、当該標章を車両前面の見やすい箇所に掲出しておくことにより、駐車禁止から除外される(駐車できない場所等は除く)。 身体障害者等個人に対して交付するものは原則3年、福祉施設、介護タクシー等が身体障害者等を搬送する場合に使用する車両は同2年ごとの更新としている。 各警察署及び警察本部では、申請書類の審査、標章の交付、必要な教示等を行っている。</p> | <p>・身体障害者等除外指定標章の交付 R3 9,243件(1ヶ月平均 770件) R4 9,440件(1ヶ月平均 787件) R5 7,862件(1ヶ月平均 655件) R6 8,502件(1ヶ月平均 709件)</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|----------------------------------|--|--|---|---|---|
| (4) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 | | | | | |
| | | | ○ 京都府福祉のまちづくり条例に定める特定まちづくり施設やおもいやり駐車場協力施設等を中心に、「人にやさしいまちづくりホームページ」において施設のバリアフリー情報を提供します。 <再掲 2(1)> | ●人にやさしいまちづくりホームページにおけるバリアフリー情報の発信 <再掲 2(1)参照> | |
| | | | ○ 全ての府民にとって暮らしやすいまちづくりを推進し、障害のある人や高齢者など誰もが安心して外出できる社会の実現を目指して、おもいやり駐車場利用証制度を推進します。 <再掲 2(1)> | ●京都おもいやり駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)の推進 <再掲 2(1)参照> | |
| | | | ○ 多数の人が利用する府立都市公園についてバリアフリー化を推進するとともに、市町村管理の公園施設について、バリアフリー化を推進します。 | ●府立都市公園の整備促進 概要:福祉のまちづくり条例に基づき、府立都市公園において公園施設の整備や改築に合わせて、園路等のバリアフリー化を推進。 | 府立都市公園のトイレ107箇所のうち、76箇所が多目的トイレ併設済み。 |
| | | | | ●市町村管理公園の整備促進 概要:市町村管理公園の園路やトイレ等の公園施設について、バリアフリー化を推進するもの。 | 市町の都市公園において交付金を活用し、老朽化した施設の改修に合わせてバリアフリー化を進めている。 |
| | | | ○ 多数の人が利用する府立都市公園について、障害の有無や年齢などに関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具を設置します。 | ●インクルーシブ遊具の設置 概要:府立公園において、インクルーシブ遊具を設置。 | 山城総合運動公園においてインクルーシブ遊具を2基設置。 |
| | | | ○ バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例に基づく協議、指導、認定の各段階を通じて、建設時及び維持保全計画におけるバリアフリー化について建築主・事業者等への指導・助言を民間指定確認検査機関と連携して行います。 | ●福祉のまちづくり条例に係る特定まちづくり施設の設置工事の協議・届出 概要:特定まちづくり施設を設置するときには、整備基準への適合を確認するため協議を行う。また、当該施設が整備基準に適合していると認められるときは、適合証の交付を行う。 | (協議・届出実績) R3 255件、R4 224件、R5 242件、R6 248件 |
| | | | ○ 警察署、交番、駐在所は、日々、多数の人が利用することから施設のバリアフリー化を推進することとし、建て替え等の機会に障害のある人が利用できるトイレの設置を推進するほか、ユニバーサルデザインの考え方による施設整備を推進します。 | ●誰もが利用する警察施設のバリアフリー化の推進 概要:警察署、交番、駐在所は、日々、多数の人が利用することから施設のバリアフリー化を推進することとし、建て替え等の機会に障害のある人が利用できるトイレの設置を推進するほか、ユニバーサルデザインの考え方による施設整備を推進します。 | ・交番等における身体障害者対応トイレの設置 R3 4箇所、R4 3箇所、R5 設置なし、R5 5箇所 |
| | | | | | ・バリアフリー設備を設置した警察署 R3~R5 整備なし、R6 1箇所 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|-------------------------------------|--|--|---|--|---|
| 3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援及び読書バリアフリーの充実 | | | | | |
| (1) 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 | | | | | |
| ① わかりやすい情報の提供 | | | | | |
| | | | ○ 聴覚障害のある人が利用する録画物その他各種情報記録媒体の製作及び手話通訳者の派遣や養成等の便宜等を供与し、聴覚障害のある人への支援拠点となる京都府聴覚障害者情報提供施設の設置・運営を支援します。 | | ・京都府聴覚言語障害センター(城陽市) 相談事業、広報映像作成・配布、手話通訳者等派遣事業 |
| | | | ○ 視覚や聴覚に障害のある人が日常生活上の必要な情報を容易に得て、また、発信できるように、点字図書館などの充実・利用促進に努めます。 | | ・点字図書館運営支援(丹後視力障害者福祉センター) ・点字図書作成支援 ・点字・録音図書貸出支援 ・情報誌(点字京都、声の京都)発行 ・点訳奉仕員・朗読奉仕員養成 (府立図書館での取組) ・読み上げ機能等を備えたインターネット等閲覧端末、拡大読書機、音声読書機、デジタイズ図書再生機の設置 ・音訳者による対面朗読 ・音声資料、大活字本、点字資料の提供 ・インターネットを利用したサービス(日本点字図書館、国立国会図書館)の提供 ・電子書籍、オーディオブックの導入 |
| | | | ○ 府民だよりのバリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行します。 | ●府民だよりのバリアフリー化 概要:府民だよりのバリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行 | ・文字拡大版 昭和45年～ ・点字版 昭和45年～ ・音声版(テープ版) 平成11年～ (デジタイズ版) 平成21年5月～ |
| | | | ○ 京都府のホームページの内容をより工夫し、障害のある人に対して、有効な情報を発信し、WEBアクセシビリティに配慮したホームページを構築します。 | ●ホームページのアクセシビリティ化 概要:障害のある人に対してWEBアクセシビリティに配慮したホームページを構築 | ホームページ作成時におけるアクセシビリティ上の留意点をまとめた職員向けショート動画を作成・周知し、WEBアクセシビリティに配慮したホームページを構築 |
| | | | | ●府議会中継の手話通訳の実施 概要:京都府議会定例代表質問(年8日)及び予算・決算特別委員会総括質疑(年2日)の放送に手話通訳を挿入 | |
| | | | | ●府議会中継の字幕表示の実施 概要:京都府議会定例会代表・一般質問(年20日)及び予算・決算特別委員会総括質疑(年2日)の放送に字幕を表示 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | ●京都府警察ホームページのJIS基準の適用 概要:府警ホームページに、視覚障害者用音声化ソフトに対応可能なシステムを構築 | (導入済み) |
| | | | | ●京都府警察ホームページ・京都府警察本部(公式)Facebookを活用した情報提供 概要:府警ホームページ・京都府警察本部(公式)Facebookページに、子ども安全情報(子どもに対する声かけ事案)や街頭犯罪・侵入犯罪、特殊詐欺等の被害防止の啓発記事を掲載する等、各種地域安全情報を積極的に提供 | (導入済み) |
| | | | ○ 障害のある人の情報・コミュニケーション支援のため、初心者向けIT講座、視覚・聴覚等障害別IT講座やIT相談などを実施します。 | ●障害者ITサポートセンター事業 概要:障害者のIT分野における就労促進のため、障害種別ごとの基礎的なIT講座や実践的なIT研修及びIT関係業務の共同受注を実施 | R3 研修受講者11人 ITサポートセンター登録205人 R4 研修受講者10人 ITサポートセンター登録217人 R5 研修受講者10人 ITサポートセンター登録227人 R6 研修受講者10人 ITサポートセンター登録55人 |
| ② 意思疎通支援の充実 | | | | | |
| | | | ○ 聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者派遣等を実施します。 | ●手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助員等派遣事業 概要:聴覚障害者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を実施 | 手話通訳者 R3 54時間、R4 122時間、 R5 190時間、R6 180時間 要約筆記者等 R3 554時間、R4 522時間、 R5 676時間、R6 712時間 盲ろう通訳介助員 R3年度 1,721時間 R4年度 3,000時間 R5年度 3,834時間、R6年度 3,970時間 |
| | | | ○ 聴覚に障害のある人の情報保障のため、コミュニケーション支援アプリ(UDトーク)を広域振興局など府機関窓口に設置し、円滑な意思疎通や必要な情報提供ができるよう環境整備を行います。 | ●コミュニケーション支援アプリ事業 音声言語での情報提供やコミュニケーションの困難な聴覚障害者等への情報・コミュニケーション保障の手段として、音声認識アプリ(UDトーク)を内蔵した機器を導入し、総合案内や各振興局窓口等に配備 | 令和6年度 34台 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------|--|--|---|---|--|
| | | | ○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。また、代読、代筆事業が障害福祉サービス・地域生活支援事業において実施されるよう努めます。 | ●点訳奉仕員・手話通訳者等の養成 | R6年度末登録者数 (R5) (R4) (R3) 点訳奉仕員 278人 297人(294)(272) 朗読奉仕員 177人 176人(162)(469) 手話通訳者 564人 555人(538)(562) 要約筆記者 518人 505人(464)(549) 盲ろう者向け通訳・介助員 400人 386人(223)(391) |
| | | | ○ 聴覚に障害があり、電話での相談が困難な人が利用できるよう、電話リレーサービスでの相談を受け付けるほか、「警察総合相談室」に相談専用ファックスを設置し、24時間受付を行います。 | ●警察総合相談室相談専用ファックスの活用及び広報 概要:警察本部「警察総合相談室」に相談専用ファックスを設置し、24時間受付を行っている。 | 相談受理件数: R3 2件、R4 6件、R5 50件、R6 19件 京都府警察ホームページに相談専用ファックス番号を掲載し広報を実施 |
| ③ 選挙等における配慮等 | | | | | |
| | | | ○ 選挙公報の点字・音声版の配布など、点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。 | ●障害のある人に対する情報保障 概要:障害がある有権者に対する選挙に関する情報保障の観点から、下記の資料を作成又は購入し、市町村選管や公立図書館等へ送付するとともに、府民だよりの点字音声版の配布者に対して送付。 ・候補者氏名等一覧(点字版) ・選挙公報(点字版・音声テープ版・デジ版) ・投票方法周知パンフレット【国政選挙のみ】(点字・音声版CD) ・選挙公報音声読み上げデータのHP掲載 | R6衆議院議員総選挙・同国民審査(作成等実績) ①名簿届出政党及び氏名等一覧(点字版) 作成数:2,400部(小選挙区)、2,250部(比例代表・国民審査) ②選挙公報(点字版・音声テープ版・デジ版) 作成数:【小選挙区】640部(点字版)、290部(音声版)、490部(デジ版)【比例代表・国民審査】560部(点字版)、240部(音声版)、410部(デジ版) ③選挙公報音声読み上げデータのHP掲載 |
| | | | ○ 投票所の施設・設備のバリアフリー化や、代理投票制度の円滑な実施について、市町村選挙管理委員会と協力して推進します。 | ●投票所の環境の向上 概要:誰もが投票しやすく、選挙人の利便性向上を図る観点から、各市町村選管に対して、投票所施設のバリアフリー化等を依頼している。各市町村選挙管理委員会においては、投票所施設に支障がある場合は、 ・簡易スロープの設置 ・昇降機のある建物への投票所の設置 ・人的介助 等 を通じて選挙人の投票環境の向上に努めていただいている。 | R4 京都府知事選挙・R4参議院議員通常選挙 バリアフリー設置投票所 期日前投票:78施設(知事選)、 83施設(参院選) 投票所:790施設(知事選)、 833施設(参院選) R5 府議会議員一般選挙(無投票選挙区除く) バリアフリー設置投票所 期日前投票:74施設、投票所:773施設 R6 衆議院議員総選挙・同国民審査 バリアフリー設置投票所 期日前投票:100施設、投票所:950施設 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------------------|--|--|--|---|---|
| | | | ○ 投票所での投票が困難な人の投票機会を確保するため、指定病院等における不在者投票制度の周知に努めます。 | ●不在者投票のできる施設に対する説明会の実施 概要:選挙前などを中心に不在者投票のできる病院等の追加要望の有無についての照会を府健康福祉部や京都市保健福祉部局に行うとともに、各選挙毎に指定病院等施設担当者を対象とした不在者投票に係る説明会を実施 | 不在者投票のできる施設の数(R7.3.31現在) ・病院 170施設 ・介護老人保健施設 64施設 ・老人ホーム 335施設 ・身体障害者支援施設 12施設 ・保護施設 1施設 |
| ④ 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 | | | | | |
| | | | ○ 府民だよりのバリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行します。 <再掲 3(1)①> | ●府民だよりのバリアフリー化 概要:府民だよりのバリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行 | |
| | | | ○ 京都府のホームページの内容をより工夫し、障害のある人に対して、有効な情報を発信し、WEBアクセシビリティに配慮したホームページを構築します。 <再掲 3(1)①> | ●ホームページのアクセシビリティ化 <再掲 3(1)①参照> | |
| | | | | ●府議会中継の手話通訳の実施 <再掲 3(1)①参照> | |
| | | | | ●府議会中継の字幕表示の実施 <再掲 3(1)①参照> | |
| | | | | ●京都府警察ホームページのJIS基準の適用 <再掲 3(1)①参照> | |
| | | | | ●京都府警察ホームページ・京都府警察本部(公式)Facebookを活用した情報提供 <再掲 3(1)①参照> | |
| | | | | ●聴覚障害者が資格により警察車両の緊急走行とそれ以外の活動時を判別できるよう、聴覚障害者に配慮した新型警光灯を装備した車両の整備 | R6 小型警ら車6台、交通事故処理車5台 |
| | | | ○ 聴覚に障害のある人の情報保障のため、コミュニケーション支援アプリ(UDトーク)を広域振興局など府機関窓口に設置し、円滑な意思疎通や必要な情報提供ができるよう環境整備を行います。 <再掲3(1)②> | | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|-----------------------------------|---|---|---------------------|
| | ○ 聴覚に障害があり、電話での相談が困難な人が利用できるよう、電話リレーサービスでの相談を受け付けるほか、「警察総合相談室」に相談専用ファックスを設置し、24時間受付を行います。<再掲3(1)②> | ●警察総合相談室相談専用ファックスの活用及び広報 <再掲 3(1)②参照> | / |
| | ○ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの普及を促進します。 | ●ヘルプマーク事業(H28～) 概要:義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク(ヘルプマーク)を導入 | H28～R6年度配布数 96,165個 |
| (2) 読書バリアフリーの充実 | | | |
| ① 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制整備 | | | |
| | <p>府立図書館は、市町村立図書館、学校・大学図書館、点字図書館(以下、「市町村立図書館等」という。)との連携を図り、アクセシブルな書籍を充実させるため、既存の取組を活用しつつ相互利用の拡大を図るとともに、施設・設備のバリアフリー化に一層取り組みます。</p> <p>市町村立図書館等において、読書支援機器などの活用や役割に応じたアクセシブルな書籍が充実するよう、連携を図ります。</p> <p>また、府立図書館では来館者が求める資料や情報を得られるよう、効果的な案内やカウンターサービスの向上など利用しやすい環境整備に一層取り組むとともに、市町村立図書館等においても幼児期から生涯をとおして各年齢に応じた図書や、研究・研鑽等に必要図書が利用しやすい環境となるよう、連携を図ります。</p> | ●読書バリアフリー法関連事業 | |
| ② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 | | | |
| | <p>府立図書館は、視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」、国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」等の障害者用資料検索システムの周知を図るとともに、京都府図書館総合目録ネットワークの利用促進に向けた利用者への周知などの取組を行います。併せて、市町村立図書館等と周知等において連携を図ります。</p> <p>府立図書館、市町村立図書館等がデジタイズ図書などのアクセシブルな図書を収集した場合、サピエや総合目録ネットワークに登録し、他館との相互利用が積極的に進むよう、連携を図ります。</p> | ●読書バリアフリー法関連事業 | |
| ③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援 | | | |
| | <p>関連機関等と協力して、点字・録音図書の製作支援を推進するとともに、アクセシブルな図書を製作する団体・出版社等と、あらゆる場面で意見交換などを通じて、利用可能な図書の拡大を目指します。</p> | ●読書バリアフリー法関連事業 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|---|--|
| ④ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 | | | |
| | <p>アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等の利用にあたり、関係する情報の広報を行うとともに、視覚障害のある人等、府立図書館、市町村立図書館等の職員、教員などへの講習会を開催します。</p> | ●読書バリアフリー法関連事業 | |
| ⑤ 製作人材、図書館サービス人材の育成 | | | |
| | <p>当事者・支援団体、その他関係団体等と連携して点訳奉仕員、音訳奉仕員、アクセシブルな電子データ製作者等の養成・育成を行います。 司書、司書教諭、学校司書等の資質の向上を図るため、図書支援機器の使用方法や障害福祉サービスの研修会を開催します。 府立図書館、市町村立図書館等、当事者・支援者との連携や、ICT技術の活用等により、多様な読書形態に対応できる人材の育成を図ります。</p> | ●読書バリアフリー法関連事業 | |
| 4 防災、防犯等の推進 | | | |
| (1) 防災対策の推進 | | | |
| | <p>○ 京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて、市町村域や府県域を超える大規模・広域災害時における病院、社会福祉施設等の避難・受入を支援します。</p> | <p>●災害時要配慮者支援について(京都府災害時用配偶者避難支援センター) 概要: ・京都府災害時要配慮者避難支援センターの設置・運営 原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整する。 ・社会福祉施設訓練の推進 (R4)府内 19施設で訓練実施 ・医療機関、福祉施設に対する様態別調査の実施 (毎年6月1日時点で更新)</p> | <p>社会福祉施設訓練の推進 府内39施設で訓練実施 医療機関、福祉施設に対する様態別調査の実施 (毎年6月1日時点で更新)</p> |
| | <p>○ 災害時に被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの要配慮者が安心して過ごせる避難場所を目指して、福祉避難所や福祉避難コーナーの設置など市町村の取組を支援します。</p> | <p>●災害時要配慮者支援について(一般避難所の充実) 概要:市町村が行う福祉避難所や福祉避難コーナーの設置などの取組を支援。</p> | H31 福祉避難コーナー設置ガイドライン改定 |
| | <p>○ 避難所においてコミュニケーション支援が必要な障害のある人や高齢者等に配慮した機器整備を促進します。</p> | | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|---|--|--|
| | | | ○ 災害時に高齢者や障害のある人などの要配慮者を適切に支援できる京都府災害派遣福祉チームや福祉避難サポートリーダーを養成します。 | ●災害時要配慮者支援について(要配慮者支援を担う人材の養成) 概要:災害時に地域において、要配慮者への適切な配慮ができる人づくりを進めるため、福祉避難サポートリーダーや京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)を養成。 | 京都府災害派遣福祉チーム 213名(R6末現在) 福祉避難サポートリーダー 延べ2,237人(R5末現在) |
| | | | ○ 高齢者や障害のある人などの要配慮者を適切に避難支援するため、市町村が取り組む個別避難計画の作成を支援します。 | ●個別避難計画作成促進の支援 概要:「平時の見守り活動と連動した計画作成」を促すため、計画策定の基盤となる福祉と防災の協働体制の構築支援を継続するとともに、各市町村への個別支援・個別相談を実施するほか、未作成団体の計画策定着手の支援及び難病患者等の医療的ケアを要する方の個別避難計画作成の促進について取り組む。 | 未作成市町村数 4(R5)→2(R6) |
| | | | ○ 京都府広報テレビ番組、ラジオ番組、広報紙「きょうと府民だより」、SNSやホームページ等の各種広報媒体を活用し、障害のある人が地域社会において安全に、安心して暮らすことができるよう、防犯や災害情報、犯罪や事故に遭わない情報を発信します。 | ●各種広報媒体を活用した情報提供 概要:京都府広報テレビ番組、ラジオ番組、広報紙「きょうと府民だより」、SNSやホームページ等の各種広報媒体を活用し、障害のある人が地域社会において安全に、安心して暮らすことができるよう、防犯や災害情報、犯罪や事故に遭わない情報を発信 | 各広報媒体において、随時情報を発信 |
| | | | | ●テレビ・ラジオ等を活用した情報提供 概要:ケーブルテレビ、「京都府広報紙「府民だより」内に掲載している「府警あんぜん広場」、府警ホームページ、交番・駐在所発行のミニ広報紙等の各種広報媒体を活用し、犯罪や交通事故に遭わないための情報を発信。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ(J:COM)放映回数 R3 12回、R4 12回、R5 12回、R6 12回 ・府警あんぜん広場 毎月1回掲載 ・ホームページアクセス件数 R3 4,768,305件、R4 5,410,792件 R5 5,562,120件、R6 5,645,435件 ・ミニ広報紙 <ul style="list-style-type: none"> R3 発行紙数 3,518紙 発行部数 1,525,935部 R4 発行紙数 3,528紙 発行部数 1,545,646部 R5 発行紙数 3,539紙 発行部数 1,540,499部 R6 発行紙数 3,511紙 発行部数 1,507,206部 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>●京都府警察音楽隊による広報活動 概要:官製楽団として、京都府各地において、大人から子どもまで楽しめる演奏や演技を通じた広報活動を展開(年間約200講演)</p> | <p>第32回定期演奏会開催時(R3.11.13)に車いす利用者2名に専用席を提供 第33回定期演奏会開催時(R4.11.13)に車いす利用者4名、視覚障害者1名、聴覚障害者2名に専用席を提供 第34回定期演奏会開催時(R5.11.19)に車いす利用者3名、視覚障害者2名、聴覚障害者2名に専用席を提供 第35回定期演奏会開催時(R6.11.17)に車いす利用者2名、視覚障害者1名、聴覚障害者1名に専用席を提供</p> |
| | | <p>○ 府民の安心安全に寄与するため、防災防犯メールの利用促進が図られるよう、府から住民への情報発信の拡充を行い、市町村に対しても周知が行えるよう支援していきます。</p> | <p>●京都府防災・防犯情報メールの配信事業 概要:気象警報や市町村の避難情報などの災害に関する情報や、要配慮者支援のための情報を、お手元の携帯端末に即座に配信し、障害のある人の安心・安全の確保に役立てるとともに、防犯・犯罪発生情報等を希望する方に対して、タイムリーに携帯電話やスマートフォン等へメール配信し、防犯意識の高揚等に努めている。</p> | <p>メール登録者数:R7.4.1現在 37,570件</p> | |
| (2) 防犯対策の推進 | | | | | |
| | | <p>○ 聴覚及び言語機能に障害のある人が、犯罪被害や交通事故に遭ったり目撃したときに、自ら警察に通報することができる「メール110番システム」、「FAX110番システム」及び「110番アプリシステム」の利便性の向上を図ります。</p> | <p>●防犯対策の推進 (通信指令システムの活用) 概要:聴覚及び言語機能に障害のある方向けに、平成2年10月1日からFAX110番システム、平成14年1月10日からメール110番システムを活用し、文字等で警察に通報可能なシステムを運用している。 令和元年9月19日に警察庁が運用開始した110番アプリシステムを導入することにより、通報場所を管轄する都道府県警察につながるようになった。また、通報中に撮影した画像のリアルタイムでの送信や、英語、韓国語及び中国語での聴取が一部可能になった。</p> | <p>・「ファックス110番」の受理 R3 220件 有効 87件 (各種情報7、その他80) 無効 133件 (いたずら66、間違い65、その他2) R4 211件 有効 179件 (各種情報10、その他169) 無効 34件 (いたずら31、その他3) R5 302件 有効 284件 (各種情報40、その他224) 無効 18件 (いたずら15、その他3) R6 79件 有効 33件 (各種情報18、その他15) 無効 2件(無応答2)</p> | |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|------|--|
| | | <p>・「メール110番」の受理</p> <p>R3 434件 有効 406件 (事件・事故10、各種情報36、 その他360) 無効 28件 (いたずら5、間違い1、無応答22)</p> <p>R4 55件 有効 47件 (事件・事故6、各種情報21、 その他20) 無効 8件 (いたずら7、無応答1)</p> <p>R5 136件 有効 125件 (事件・事故2、各種情報72、 その他51) 無効 11件 (いたずら9、無応答2)</p> <p>R6 35件 有効 33件 (各種情報18、その他15) 無効 2件 (無応答2)</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--|---|--|
| | | ・「110番アプリシステム」の受理 R2 10件 有効 9件 (事件・事故0、各種情報6、 その他3) 無効 1件(いたずら、その他) R3 16件 有効 16件 (事件・事故3、各種情報5、 その他8) 無効 0件 R4 16件 有効 13件 (事件・事故0、各種情報11、 その他2) 無効 3件(無応答) R5 58件 有効 50件 (事件・事故1、各種情報30、 その他19) 無効 8件(無応答2、その他6) R6 62件 有効 55件 (事件・事故3、各種情報32、 その他20) 無効 7件(無応答2、その他6) |
| <p>○ 防犯・犯罪発生情報等を希望する方に対して、タイムリーに携帯電話やスマートフォン等へメール配信し、防犯意識の高揚等に努めます。</p> | <p>●地域安全情報等の配信 概要:京都府が運用する京都府防災・防犯情報メール配信システムを利用して、子ども安全情報やひったくり等の事件発生情報、防犯情報等を「防犯・犯罪情報メール」として登録者に配信</p> | <p>メール登録者数: R3.12.31現在 16,507件 R4.12.31現在 24,758件 R5.12.31現在 25,151件 R6.12.31現在 31,354件</p> <p>配信件数:R3 1,407件 R4 1,085件 R5 1,072件 R6 1,142件</p> |
| <p>○ 聴覚の障害のある人などが地域安全情報の提供を受ける機会を得られるよう、映像等の啓発資料及びタブレット端末の活用や手話のできる警察職員等による防犯教室を開催し、防犯指導を行います。</p> | <p>●聴覚障害者等を対象とした防犯教室の開催 概要:聴覚障害者等を対象に、障害特性に応じて手話や映像等の啓発資料、タブレット端末を活用するなど聴覚障害者等に配慮した上で、ひったくりや振り込め詐欺、悪質商法やインターネットトラブル等の被害防止等についての防犯教室を開催</p> | <p>R3 4回、 R4 8回、R5 38回、R6 42回</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------------------|--|---|--|--|--|
| | | | | ●「京都府警察広報センター」における手話映像等の運用 概要:「京都府警察広報センター」における警察活動の紹介に「手話映像」を使用しているほか、システム機器に「手話アニメーション作成ソフト」を導入。また、同システム機器を車椅子から直接利用できるようにバリアフリー化(平成24年2月完成) | 平成24年2月完成 |
| | | | | ●障害者を対象とした交通安全教室の開催 概要:障害者の交通事故被害防止を図るため、障害者本人、保護者、介護者を対象に、それぞれの障害特性に応じた、道路の安全な通行方法、横断方法等の交通安全教室を実施する。 | R3 5回(参加人数 54人) R4 12回(参加人数 197人) R5 16回(参加人数 332人) R6 17回(参加人数 383人) |
| | | ○ 京都府広報テレビ番組、ラジオ番組、広報紙「きょうと府民だより」、SNSやホームページ等の各種広報媒体を活用し、障害のある人が地域社会において安全に、安心して暮らすことができるよう、防犯や災害情報、犯罪や事故に遭わない情報を発信します。 <再掲 4(1)> | | ●各種広報媒体を活用した情報提供 <再掲 4(1)参照> | |
| | | | | ●テレビ・ラジオ等を活用した情報提供 <再掲 4(1)参照> | |
| | | | | ●京都府警察音楽隊による広報活動 <再掲 4(1)参照> | |
| (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 | | | | | |
| | | ○ 障害のある人の消費者被害を防止するため、京都府警察、市町村、福祉関連団体、事業者等地域の多様な主体と連携した見守り体制(消費者安全確保地域協議会)を構築し、地域での見守りの強化を図ります。 | | ●消費者トラブルの防止及び被害からの救済 概要:高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、京都府警察、市町村、福祉関連団体及び事業者等地域の多様な主体と連携した見守り体制(消費者安全確保地域協議会)を構築し、地域での見守りの強化を図る。 ○ 市町村の福祉部局等において構築される見守りネットワークによる消費者被害防止の見守りを支援する。 ○ 日常的に高齢者、障害者等と関わりの深い活動をしている福祉・介護関係職員を対象に、消費者被害の早期発見のポイント等についての研修を実施し、消費者被害の未然防止及び早期救済を図る。 ○ 消費者教育・啓発に係る情報や資料を提供するとともに、啓発活動や消費生活講座を協働して実施することにより、市町村の取組を支援する。 | ・福祉関係団体等の見守り活動の担い手となる者を対象とした専門研修 研修実施回数・参加者数 R3 16回・350人 R4 6回・178人 R5 17回・852人 R6 14回・288人 ・消費者相談員による学校、大学、地域等への出前講座(専門研修含む) 講座実施回数・参加者数 R3 123回・5,996人 R4 146回・7,846人 R5 186回・9,086人 R6 175回・7,173人 |
| | | ○ 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、高齢者や障害のある人を消費者被害などから守る成年後見制度の正しい知識の周知を図り、制度の適切な利用を促進します。 | | ●京都府ホームページにおいて周知するとともに、成年後見制度に関するパンフレットを市町村及び金融機関等において配布。 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|---|
| 5 保健・医療の推進 | | | |
| (1) 保健・医療の充実等 | | | |
| | <p>○ 障害のある人が住み慣れた地域や家庭において自立した生活が送れるよう、地域における障害児者に対する医療・リハビリテーション提供体制の充実や医療・保健・福祉分野の関係機関の連携体制の強化を図り、継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられるよう総合的なリハビリテーション提供体制を推進します。</p> | <p>●総合リハビリテーション体制の整備 概要: ・各圏域毎に基幹病院を地域リハビリテーション支援センターとして指定し、地域リハビリテーション推進のための取組を実施する。 ・リハ専門職の質の向上を図るための取組を実施する。 ・リハ専門医や在宅等でリハ対応できるかかりつけ医等の養成のための研修、講座等を実施する。</p> | <p>・府内全圏域及び京都市内で8箇所の地域リハビリテーション支援センターを指定</p> <p>・地域リハビリテーションコーディネート事業</p> <p>R5実績 リハビリテーションサービスの 助言相談件数 409件 リハビリテーション従事者への 訪問指導回数 427回 事例検討会参加者数 733人</p> <p>R6実績 リハビリテーションサービスの 助言相談件数 419件 リハビリテーション従事者への 訪問指導回数 406回 事例検討会参加者数 684人</p> <p>・地域連携パスによる連携 脳卒中地域連携パス参加病院 R5:80施設 R6:84施設</p> |
| | <p>○ リハビリテーション関係者への研修等の実施や各圏域の地域リハビリテーション支援センターによる地域リハビリテーションの推進、府リハビリテーション教育センターによるかかりつけ医等に対するリハビリテーション教育の実施、府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハビリテーション専門医等の養成等総合的に施策を推進します。</p> | | <p>R5実績 リハビリテーションサポート医養成数 38人</p> <p>R6実績 リハビリテーションサポート医養成数 47人</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--|--|--|
| <p>○ 障害のある人など社会的に弱い立場の人などへの医療費助成制度の拡充を図り、障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、市町村が実施する公費負担医療制度を支援することにより、障害のある人が安心して医療を受けられるよう努めます。</p> | <p>● 重度心身障害児(者)医療助成制度 概要: 重度心身障害児(者)について、医療に係る経済的な負担を軽減し、自立と社会参加を支援するとともに、健康の保持・増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成。</p> <p>助成対象 以下のいずれかに該当する方(後期高齢者医療の被保険者は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身障手帳1級又は2級所持者 ② 概ねIQ35以下の知的障害者 ③ 身障手帳3級所持かつ概ねIQ50以下の重複障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級から2級へ障害等級が変更になった者(次回更新時まで) ⑥ 精神障害者保健福祉手帳2級を所持かつ、身障手帳3級所持又はIQ50以下の重複障害者 | <p>R3 1,962,184千円 R4 1,926,185千円 R5 1,948,781千円 R6 1,991,901千円</p> |
| | <p>● 重度心身障害老人健康管理事業 概要: 重度心身障害のある高齢者について、医療に係る経済的な負担を軽減し、自立と社会参加を支援するとともに、健康の保持・増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成。</p> <p>助成対象 後期高齢者医療の被保険者で、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身障手帳1級又は2級所持者 ② 概ねIQ35以下の知的障害者 ③ 身障手帳3級所持かつ概ねIQ50以下の重複障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級から2級へ障害等級が変更になった者(次回更新時まで) ⑥ 精神障害者保健福祉手帳2級を所持かつ、身障手帳3級所持又はIQ50以下の重複障害者 | <p>R3 1,026,891千円 R4 981,774千円 R5 1,008,849千円 R6 1,016,400千円</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|---|
| <p>○ 障害者施設入所者等を対象に、むし歯や歯周病を予防するため、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・保健指導等を実施します。</p> | <p>●障害者等歯科健診・指導事業 概要:歯科医師、歯科衛生士が障害者施設等を訪問し、以下の事業を実施する。 (1) 歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・保健指導(1回/年) (2) 歯科衛生士による事後歯科保健指導(1回/年) ア 口腔観察 イ 口腔清掃、義歯の使用方法等の歯科保健指導 ウ 歯周疾患、むし歯等の予防のための歯科保健指導</p> <p>[数値目標] 令和11年度 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加 90%</p> | <p>R3 4,500千円 37施設 R4 4,500千円 38施設 R5 4,500千円 37施設 R6 4,500千円 37施設</p> |
| <p>○ 「京都府歯科サービスセンター中央診療所」及び「京都府歯科サービスセンター北部診療所」により、市町村と連携し、府内で暮らす障害のある全ての人々が安心して歯科診療を受けられるように努めます。</p> | <p>●府北部地域障害者歯科診療所整備・運営事業 概要:脳性麻痺や自閉症等で通常の歯科診療が困難な障害者に対する歯科診療所を北部地域に整備し、市町、府歯科医師会と協同で運営</p> | <p>(診療実績:北部診療所の延べ患者数) R3 593人、R4 576人、R5 641人、R6 653人</p> |
| <p>○ 認知症疾患医療センターを核とした認知症サポート医、一般病院、かかりつけ医等のネットワークを強化し、早期発見・早期対応できる体制を整備します。</p> | <p>●認知症疾患医療センター設置事業 概要:認知症専門医療の提供と地域の医療・介護の連携を担う中核機関として認知症疾患センターを府内に8カ所指定(参考:京都市指定1箇所)</p> <p>●認知症サポート医の養成及びかかりつけ医認知症対応力向上研修 概要:かかりつけ医への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる認知症サポート医を養成 かかりつけ医、病院勤務の医療従事者向けに認知症対応力向上研修を実施</p> | <p>認知症疾患医療センター設置 H25～ 8箇所 (京都府立医科大学附属病院、独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター、京都府立洛南病院、宇治おうばく病院、西山病院、京都府立医科大学附属北部医療センター、京都山城総合医療センター、京都中部総合医療センター)</p> |
| <p>○ 臓器提供に関する京都府民の意思を尊重できるよう、移植医療に関する正しい知識を普及・啓発するための、「意思(おも)いをつなぐグリーンリボン京都府民運動」を、関係機関・団体と共に推進します。また、臓器移植の専門職として、臓器移植コーディネーターを配置し、臓器提供発生時の対応や府民・医療従事者等の相談支援、移植医療に関する出前講座を行い、移植医療に関する理解の促進を図ります。</p> | <p>●臓器移植に関する正しい知識の普及・啓発 概要:意思(おも)いをつなぐグリーンリボン京都府民運動として、府内施設のグリーンライトアップ等の啓発イベントを実施し、運転免許証やマイナンバーカード等の意思表示欄への記入促進を図る。また、都道府県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器提供発生時の対応や府民・医療従事者等の相談支援、移植医療に関する出前講座を行うとともに、医療機関においても、院内での連絡調整や啓発を行う院内臓器移植コーディネーターを認定し、臓器提供に関する京都府民の意思を尊重できる体制の整備を推進する。</p> | <p>・府内施設のグリーンライトアップ くみやま夢タワー137 (R6 10/8～10/14) 天橋立砂浜(R6 10/5～10/6) 京都府庁旧本館(R6 10/16～10/20)</p> <p>・院内臓器移植コーディネーターの認定</p> <p>・意思表示に関する啓発資材の作成</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------|--|--|--|-------------------|
| (2) 保健・医療を支える人材の育成・確保 | | | | |
| | ○ 府内への就業を希望する理学療法士等養成施設の学生への修学資金の貸与、北部地域や介護系施設を含めたリハビリテーション就業フェア等の人材確保対策の実施やリハビリテーション従事者の資質向上のための研修会の開催、障害者施設等での受入研修等により人材育成に努めます。 | ●リハビリテーション人材の確保・育成 概要:府内就職者を増やすための修学資金貸与やリハビリテーション就業フェアを実施。 資質向上のための各種研修会の開催、医療機関等での受け入れ研修の実施、障害者施設等への巡回相談指導等を実施。 [数値目標] ※保健医療計画の改定作業とあわせ検討 | R5実績: 理学療法士等修学資金貸与人数 60人 リハビリテーション就職フェア 参加者数 83人 研修会受講者数 延べ1,383人 医療機関等での受入 22人 巡回相談指導等回数 51回 座学研修会参加者数 延べ66人 実践セミナー 延べ295人 R6実績: 理学療法士等修学資金貸与人数 60人 リハビリテーション就職フェア 参加者数 35人 研修会受講者数 延べ1,194人 医療機関等での受入 25人 巡回相談指導等回数 51回 座学研修会参加者数 延べ58人 実践セミナー 延べ350人 | |
| | ○ 高次脳機能障害の診断・治療に携わる医師(精神科、脳神経外科、脳神経内科、リハビリテーション科等)が少ないことから、高次脳機能障害に係る専門知識や福祉的な支援に早期につながるよう精神保健福祉手帳の取得に必要な診断書作成などについての医療関係者向け研修会を実施します。 | ●精神保健福祉手帳に係る高次脳機能障害の診断書作成セミナー | R5参加者数:42人 R6参加者数:19人 | |
| (3) 難病等に関する保健・医療施策の推進 | | | | |
| | ○ 在宅難病患者の生活の質の向上に向けて、保健所ごとに設置した「難病対策地域協議会」を中心に、医療や生活に係る相談指導、難病に対する正しい知識の情報提供、患者同士の交流など、保健、医療、福祉サービスが効果的に提供できるようにネットワークを拡充するとともに、地域の総合的な支援体制の充実を図ります。 | ●難病患者在宅療養支援体制の充実 概要:各圏域に保健所を中心とした「難病対策地域協議会」を設置し、地域での取組を活かしつつ、地域の医師、看護・介護・福祉サービス事業者等の関係機関、患者会・家族会、就労支援機関等と連携し、難病患者が有する医療・生活・就労の複合的な支援ニーズの対応について機関相互の協力体制の強化を図る。 | | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------------|---|--|---|
| | ○ 難病患者の病状や療養実態に即した支援が地域で適切に提供できるよう、「難病診療連携拠点病院」及び、「難病医療協力病院」を核に、各地域の「指定難病医療機関」等と相互のネットワーク体制を強化します。 | ●難病診療連携拠点病院を核とした難病医療提供体制の整備 概要:難病医療提供体制の整備に向けて、診断や治療に多くの診療科の関わりを要する難病に対応できる「難病診療連携拠点病院」をはじめ、二次医療圏ごとに地域医療の推進や入院・療養施設等の確保を図るための「難病医療協力病院」の整備を行うとともに、「難病診療連携拠点病院」を核に、医療費助成の対象となる医療の提供を行う「指定医療機関」及び「難病指定医」等、医療機関相互のネットワークを強化する。 | 拠点・協力病院等関係職員研修 R3 中止、R4 140人、R5 124人、R6 84人 支援グループチーム・在宅ケアシステム会議 R3 40事例 R4 52事例 R5 96事例 R6 153事例 |
| | ○ いわゆる難病のうち、指定難病については、治療が極めて困難であり、医療費も高額であることから、これらの疾病に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、保険診療の患者負担分の一部について公費負担を行います。 | ●指定難病の治療研究の推進と公費負担 概要:難病の患者に対する医療等に関する法律により、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。 | |
| | ○ 小児慢性特定疾病患者について、今後、成人難病への円滑な移行を推進するとともに、保育所や学校などの児童受入環境の整備を図るために関係機関による連携強化を図ります。 | ●小児期発症慢性疾患・移行期医療体制強化事業 概要:小児期に慢性疾患に罹患し、治療を開始した患者が成人期を迎えるにあたり、年齢に応じた適切な医療が切れ目なく提供されるよう、患者を適切に成人診療科につなげるための仕組みや環境を構築する。 | |
| (4) 精神保健・医療の適切な提供等 | | | |
| | ○ 心の病気を持った方が、身体の病気を併発し救急対応が必要な場合に、一般救急病院と精神科病院が連携して、円滑に受入医療機関に搬送し、適切な治療が受けられる体制整備を進めます。 | ●精神科救急医療連携強化事業 合併症患者の救急医療体制を確保するため、以下の事業を実施する 1)一般救急病院における合併症患者のための空床確保及び看護師の配置 2)精神科病院における精神科医師の確保 3)その他(看護師の研修、医師の連携会議) 上記事業を実施することにより、一般救急医療機関と精神科医療機関の連携を促進し、もって合併症患者の医療提供体制の充実を図る。 | R6 電話相談 29件 対診 7件 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|--|---|
| | | | ○ 緊急に医療を必要とする精神障害のある人等のために、病院輪番体制等による24時間の精神科救急体制を確保します。 | <p>●精神科救急医療システム 精神科救急医療を必要とする患者に対し、下記の事業を実施する</p> <p>1)精神科救急情報センターの設置(緊急医療の要否を判定するトリアージを行う) 2)基幹病院、輪番病院の設置(緊急に入院が必要な者の受入れを行う) 3)精神科救急医療体制の円滑な運用に係る連絡会議の開催 4)その他(精神保健指定医の確保等)</p> | <p>北部救急情報センター相談件数 R3 140件、R4 138件、R5 108件、R6 115件</p> <p>南部救急情報センター相談件数 R3 2,231件、R4 2,292件、R5 2,115件 R6 1,850件</p> |
| | | | ○ 府立洛南病院の病棟再整備を進め、多様化する精神科医療ニーズに対応します。 | <p>●公立精神科病院の専門医療の充実 概要: ・新たな専門病床の設置 児童思春期病床、薬物依存症病床、重症うつ病床、医療観察法病棟 ・スケジュール R元 基本設計 R2～R3 実施設計、工事前進入路整備 R4～R7 本館建設工事 R8～ 病棟建設工事</p> | <p>(実績) R1～R2 基本設計 R2～R3 実施設計、工事前進入路整備 R4～ 本館建設工事</p> <p>(スケジュール) ～R7 本館建設工事 R8～ 病棟建設工事</p> |
| | | | ○ 医療機関における入院患者等に対して、精神医療審査会などにより、人権に配慮した適切な処遇を確保します。 | <p>●精神医療審査会 精神科病院の入院患者の人権に配慮した精神医療を確保するため、以下の事業を実施する</p> <p>1)京都府精神医療審査会の設置(委員数15名) 2)医療保護入院の入院届、定期病状報告の審査 3)退院請求、処遇改善請求の受理及び審査</p> | |
| | | | ○ 通院医療費の助成等を通じて、精神科医療を受診する機会を保障します。 また、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害の恐れがあると認められた場合の医療保護を円滑に実施するため、その医療費負担の軽減を図ります。 | <p>●精神保健対策費(医療費) 当該入院患者の医療に係る費用の額については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定し、国及び京都府においてその費用を負担する。(入院患者本人及びその親族に対しても、その負担し得る範囲内で当該費用の負担を求める。)</p> | <p>新規措置患者数 R3 27人、R4 20人、R5 24人、R6 14人</p> |
| | | | | <p>●自立支援医療(精神通院) 通院患者に係る医療費の一部を負担することにより、精神科医療を受診する機会を保障する。</p> | <p>支給認定者数(年度末現在) R3 18,004人、R4 18,730人 R5 19,613人、R6 19,771人</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------|---|--|--|
| | ○ 在宅の精神障害のある人の社会参加を促進するため、精神保健福祉総合センターにおいて精神科デイ・ケアを実施するとともに、同様の支援が府内各地の医療機関で実施されるよう取組を推進します。 | ●精神科デイ・ケア 府において在宅の精神障害者に対して昼間生活指導、就労支援、作業指導等多様な内容の訓練を精神保健福祉総合センターにおいて自ら実施するとともに、民間医療機関においても同等の支援が充実するよう、普及を図る。 | ・発達障害専門プログラムや治療訓練を実施 R6実績: 発達障害者専門プログラム参加者が通院する6機関を含む24機関に治療訓練を提供 ・京都デイ・ケア連絡会の会員施設の情報交換、スキルアップを支援 R6実績:会員施設の紹介、意見交換会3回 |
| (5) 依存症対策の推進 | | | |
| | ○ 児童精神医療、アルコール・薬物依存症、てんかん等の専門的な精神科医療について、京都府全体で対応できる医療提供体制の整備を図ります。 | ●てんかん地域診療連携体制整備事業 概要:府内でてんかん診療を専門的に実施している医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定 ・てんかん診療拠点機関の事業 ① 相談支援(患者・家族、地域住民、医療機関等)及び治療 ② 他医療機関等への助言・指導 ③ てんかん治療医療連携協議会の設置・運営及び関係期間の連携・調整 ④ てんかん診療支援コーディネーターの配置 ⑤ 医療従事者(医師、看護師等)等向け研修の開催 ⑥ 市民向けの普及啓発(公開講座、講演、リーフレットの作成等) | |
| | ○ 薬物依存症患者やその家族等が適切な医療や支援を受けられるよう、NPOと連携し、相談対応及び社会復帰支援を実施します。 | ●薬物再乱用防止対策事業 ・きょう一薬物をやめたい人ーのホットラインの設置 ・薬物再乱用防止教育事業の実施 ・薬物依存症者に対する移動相談事業の実施 | きょう一薬物をやめたい人ーのホットライン相談件数 H25～R6 282件 薬物再乱用防止教育事業受講者 H23～R6 延べ102名 薬物依存症者に対する府北部移動相談事業相談者 H23～R6 延べ224名 |
| 6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実 | | | |
| (1) 意思決定支援の充実 | | | |
| | ○ 障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用援助(福祉サービスに関する情報提供・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的金銭管理等)を行うことにより、安心して地域で自立した生活が送れるように支援します。〈再掲1(1)〉 | ●福祉サービス利用援助事業〈再掲1(1)参照〉 | / |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|----------------------|--|--|---|--|--|
| | | | ○ 認知症の人の生活に関わる関係者(医療・福祉・介護、法曹、金融機関等)に対する研修の実施等により、認知症の人の意思決定を支援します。 | ●認知症の人の意思決定支援研修 概要:認知症の人の生活に関わる全ての関係者(医療、福祉・介護、法曹、金融機関等)が、様々な生活場面(受診、サービス利用、取引、成年後見制度利用等)で本人の意思決定を支援できるよう、関係者への研修を実施する。 | 医療福祉関係者、成年後見制度関係者、他職種を対象として意思決定支援研修を実施 |
| (2) 相談支援体制の整備 | | | | | |
| | | | ○ 各障害保健福祉圏域に障害者自立支援協議会を設置し、就労支援や医療的ケア、精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを構築し、困難事例等への広域的な対応を図ります。 | ●障害者相談支援ネットワーク事業 概要:障害保健福祉圏域毎にゼネラルケアマネージャーを配置し、関係機関の相談支援ネットワークを構築し、連携会議や研修等を実施 | 障害保健福祉圏域に指定・配置 |
| | | | | ●圏域障害者自立支援協議会の設置 概要:障害福祉計画の推進及び広域的なサービス調整等を行う協議の場として、障害保健福祉圏域毎に障害者自立支援協議会を設置 | 障害保健福祉圏域に設置 |
| | | | ○ 相談支援の質の向上及びサービス等利用計画の適切な作成等を図るため、相談支援従事者の養成、スキルアップを進めるとともに、相談担当職員等の支援を行う人材の養成を図るなど、相談支援体制を充実します。 | ●相談支援事業従事者研修 概要:障害者等からの相談に応じ、必要な保健、医療、福祉などのサービスの利用・支援を行う事業の従事者に対する研修 | R3 初任者研修 1回 229人 現任研修 1回 239人 主任研修 1回 26人 R4 初任者研修 1回 225人 現任研修 1回 237人 主任研修 1回 29人 R5 初任者研修 1回 235人 現任研修 1回 244人 主任研修 1回 27人 R6 初任者研修 1回 232人 現任研修 1回 177人 主任研修 1回 23人 |
| | | | ○ 身体、知的、精神に障害のある人に対して、関係団体等と連携し、来所・訪問・電話相談等の方法により、相談できる体制を継続・整備します。 | ●身体、知的、精神に障害のある人への相談支援 ・家庭支援総合センターにおいて身体、知的障害者更生相談所として相談支援を継続して実施 ・精神保健福祉総合センターにおいて精神障害者に対する相談支援を継続して実施 | |
| | | | ○ 気軽に話ができる居場所づくり等を進めるとともに、精神保健福祉総合センターや保健所等の心の健康相談の充実、地域で相談に応じる「こころの健康推進員」の養成、夜間・休日の電話相談の充実等により、身近な相談体制を整備します。 | ●「こころの健康推進員」の設置 <再掲1(2)参照> | |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|---|
| <p>○ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズ等を担うとともに、発達障害者圏域支援センター(府内6箇所)は、地域の中核的な支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うため、地域支援マネジャーを配置し、市町村・保育所等子育て支援機関・障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援により、人材育成や地域の支援体制の整備を行います。</p> | <p>●発達障害者支援センター運営事業 ・府全域の発達障害者支援の中核として、発達障害者支援センター「はばたき」を設置 ・障害保険福祉圏域ごとに、同センターの支所として、圏域支援センターを設置し、相談支援の実施及び支援ネットワークを整備 ・学齢期を中心とした発達障害児及びその保護者等に対し、医療提供と併せて、教育機関他関係機関と連携した相談支援を行う「発達障害児支援拠点」を整備 (H30～発達障害者支援センターこども相談室(南部)、R1～舞鶴こども療育センター(北部)及び花ノ木医療福祉センター(中部))</p> | <p>相談件数 R3 4,320件、R4 4,663件、 R5 3,811件、R6 4,971件</p> |
| <p>○ また、発達障害児支援拠点(府内3箇所)において、学齢期の児童を中心とした相談支援を行うとともに、教育機関との連携強化を一層促進します。</p> | <p>●発達障害児支援拠点相談体制整備事業 概要:発達障害児への医療、療育を提供する拠点に相談機能を付加し、医療・福祉・相談をトータルパッケージで提供する拠点整備を図る(発達障害児支援拠点:3箇所)</p> | <p>相談件数 R3 932件、R4 947件、 R5 669件、R6 577件</p> |
| <p>○ 京都府医療的ケア児等支援センター(愛称「ことのわ」)において、医療的ケア児者やその家族等の相談に応じるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整等、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築します。</p> | <p>●医療的ケア児等支援体制整備事業 ・京都府医療的ケア児等支援センター(愛称:ことのわ)を令和4年4月25日に開設 ・医療的ケア児等や関係者に対する相談対応、情報提供等 ・医療的ケア児等支援者に対する情報提供、研修等の実施 ・関係機関(医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関)の連絡調整</p> | |
| <p>○ 高次脳機能障害支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、高次脳機能障害に関わる医療機関、福祉サービス提供者等への研修や支援機関相互の連携会議により、地域における高次脳機能障害のある人への支援体制の充実を図ります。</p> | <p>●高次脳機能障害者への支援 概要: ・相談支援事業 府リハビリテーション支援センター(支援拠点機関)に高次脳機能障害支援コーディネーターを配置し、相談(電話・面接)、研修、情報提供及び啓発等を実施 ・普及啓発、研修事業 医療、福祉、行政等の支援機関相互のネットワーク会議の開催や医療・福祉関係者向けの研修会を実施</p> | <p>支援コーディネーターの設置 R5 相談件数 1,190件 研修受講者 181人 R6 相談件数 1,089件 研修受講者数 330人</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--|---|--|
| <p>○ 府保健所や難病相談・支援センターにおいて、難病患者等の相談・支援、地域交流活動の促進などを行うとともに、医療機関、患者団体及び行政機関等との連携を強めることにより、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。</p> | <p>●難病患者等の相談支援 概要： 府保健所において保健師による家庭訪問や専門医等による専門相談などの個別相談に応じるほか、京都府・京都市と共同で京都難病相談・支援センターを設置。難病患者の療養生活上の悩みや不安の解消、患者同士の交流促進など日常的相談業務を実施する。 現行難病相談・支援センターの機能を強化し、医療、福祉、行政など様々な機関とのネットワークの構築や、患者同士の交流促進、就労支援など、難病患者等の生活を総合的に支援する拠点として、難病患者の社会参加の一層の促進を図る。</p> | <p>・医師等による専門相談 R3 7回 27人 R4 9回 45人 R5 14回 62人 R6 13回 68人</p> <p>・保健師による訪問相談 R3 294件 R4 373件 R5 600件 R6 1,019件</p> <p>・講演会・交流会 R3 2回 80人 R4 5回 76人 R5 8回 139人 R6 14回 182人</p> |
| <p>○ 就労支援など患者等の持つ様々なニーズに対応する相談・支援を実施することにより、難病患者の社会参加を促進します。</p> | <p>●難病患者等の相談支援 府保健所や難病相談・支援センターにおいて難病患者の療養生活に関する問題(医療、福祉、就労等)について難病患者・家族、その他関係者からの相談に応じて、就労・療養生活支援に繋げるとともに、地域の現状や課題について情報共有を行い、関係機関との連携強化を図る。</p> | |
| <p>○ 「京都府認知症コールセンター」や「京都府若年性認知症コールセンター」など、身近に相談できる窓口の設置により、認知症の早期発見及び認知症の人やその家族の介護負担等の軽減を図ります。</p> | <p>●認知症コールセンター事業 概要：認知症コールセンター、若年性認知症コールセンターの設置等、地域の相談体制の充実を図る。</p> | <p>認知症コールセンター及び若年性認知症コールセンターを設置</p> |
| <p>○ 若年性認知症に関する相談にワンストップで対応できる若年性認知症支援コーディネーターの設置や、関係機関とのネットワークの構築等により、若年性認知症の方やその家族が、必要な制度やサービスにつながる支援体制を整備します。</p> | <p>●若年性認知症コーディネーター設置事業、若年性認知症ネットワーク構築事業 概要： ・若年性認知症支援コーディネーターの設置により、関係機関と連携した若年性認知症の本人・家族に対する支援を実施。 ・企業での早期発見及び就労継続支援の拡充のため、産業医や人事労務担当者を対象とした若年性認知症に関する研修を実施 ・若年性認知症対策推進に向けた関係機関連携等を促進するため、府域支援ネットワーク会議を設置 ・圏域ごとにもネットワーク会議を設置し、若年性認知症研修会や事例検討会を開催</p> | <p>・若年性認知症支援コーディネーターを3名配置 ・産業医や人事労務担当者、医療・介護関係者など支援者向けの若年性認知症研修・勉強会を実施 累計4,492名参加</p> |
| <p>○ 児童虐待やDV、非行、ひきこもりなど、複雑・多様化する家庭問題に迅速・的確に対応するため、「京都府家庭支援総合センター」を中心に関係機関の連携・協力のもと、家庭問題に関する総合的・専門的な相談支援を行います。</p> | <p>●家庭支援総合センターの設置(H22～) 概要：児童虐待やDV、障害、非行、ひきこもりなど、複雑・多様化する家庭問題に迅速・的確に対応するため、家庭支援総合センターに総合相談窓口を設置することにより、幅広い家庭問題へワンストップでの対応と専門的なサポートを実施。</p> | <p>R4相談実績：約14,131件 R5相談実績：13,673件 R6相談実績：13,552件</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|---|--|-------------------|
| | | | | <p>●ひきこもり支援推進事業 概要:脱ひきこもり支援センターを中心に民間支援団体等と連携し、ひきこもりの早期把握・早期支援から、社会適応訓練、自立までを一体的に支援。また、訪問応援チーム「チーム絆」による相談・訪問支援や支援ネットワークの構築、社会参加支援を行う団体への補助、職親事業等を実施。</p> <p>[数値目標] 令和7年度 ひきこもり支援を受けてコミュニケーション能力や生活スキルなどが改善した人の割合 80%</p> | R6改善割合:67.4% |
| | | ○ 障害のある人を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」や、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。〈再掲1(2)〉 | | | |
| | | ○ 府内各市町村において、府民が抱える複雑・複合化した課題に対応するため、相談者や内容の属性に関わらず、重層的に支援する体制の構築を推進します。 | <p>●重層的支援体制整備事業 概要:分野を超えた包括的な支援体制の構築を推進するため、社会福祉法第106条の9第3号に基づき、各分野(高齢、障害、子ども)の既存補助金及び新事業分(多機関協働事業等)に係る都道府県負担分について、交付金として市町村に一括交付する。</p> | R6:4市町に交付 (京都市、亀岡市、長岡京市、精華町) | |
| | | <p>○ 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、専門機関等必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を進めます。</p> <p>○ 京都府自殺ストップセンターにおいて、自死・自殺を考えるなど、深刻な悩みを抱える方々に対する電話相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、法律相談や労働相談等の専門相談に繋ぐなど、継続した相談支援を行います。</p> <p>○ 府内の相談・支援機関からなるネットワーク「京のいのち支え隊」による連携、情報共有を進め、より良い相談・支援体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を進めます。</p> <p>○ SNSを活用した相談窓口の設置など、若者向けの対策を一層推進します。</p> | <p>●自殺対策の推進 概要:「京都府自殺対策推進計画」に基づき、自殺の問題に関する府民の理解促進、自殺の背景となる社会的な要因の軽減及び自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備を推進するなど総合的な自殺対策を進めている。</p> <p>[数値目標] 令和7年 自殺死亡率10.2以下 ※令和8年以降は、次期京都府自殺対策推進計画の改定で新たに設定予定</p> | <p>相談件数</p> <p>R3 電話1,469件 面接 3件 LINE(トーク)1,063件</p> <p>R4 電話3,469件 面接 2件 電話相談を24時間・年中無休に 拡充(R4.4.1~) LINE(トーク)1,169件(~3/31)</p> <p>R5 電話4,101件 面接 0件</p> <p>R6 電話4,189件 面接 0件</p> | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------|--|--|---|---|
| | | ○ 安全で不自由なく暮らせる住宅にするためにバリアフリー改修などの設計内容や工事方法について専門家が相談に応じる住宅相談を実施します。 | <p>●住宅相談事業 概要:府民から寄せられた住宅に関する疑問やトラブルに係る様々な相談に対し、中立性、信頼性、専門的な知識を有する相談窓口の相談員が問題解決に向けた適切なアドバイスを行うとともに、弁護士、建築士がより専門性の高い相談内容にも対応することで、住宅に係る問題全般について解決する。</p> <p>※府から京都府住宅供給公社に相談業務を委託 弁護士・建築士による専門相談は、同公社から弁護士会・建築士会に再委託</p> | 住宅の増改築工事に係る技術的相談等 R3 22件、R4 26件、R5 28件、R6 24件 |
| | | ○ 特別支援学校を卒業した重度心身障害のある人等の日中活動の場となる生活介護事業等に対して、身体機能の低下などを予防できるよう、リハ専門職による訪問相談を行います。 | <p>●生活介助事業所等へのリハ専門職による訪問相談 概要:生活介護事業所等に対するリハ専門職による訪問相談を実施する。</p> | 障害関係訪問事業所数 R6:7事業所 |
| | | ○ 府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センター等が一体となり、ワンストップで犯罪被害者等の支援を行うため、社会福祉士がコーディネートする支援調整会議を開催し、司法、心理、福祉の専門家の助言を踏まえた支援計画を策定して、被害者の状況変化に応じ見直しを行いながら中長期にわたり途切れることのない支援を行います。 | <p>●犯罪被害者等支援ワンストップ調整事業 概要:犯罪被害者等が直面している各般の問題に関し、府、市町村警察市民支援団体等が一体となって、中長期にわたり、必要な支援を行うため、関係機関による支援調整会議の設置及び被害者の状況に応じた計画策定を担う社会福祉士を配置。</p> | ・支援調整会議開催回数(取扱いケース数) 令和5年度 8回(6ケース) 令和6年度 12回(7ケース) |
| (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 | | | | |
| | | ○ 障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の実施計画である本計画に定める障害福祉サービス等の必要量の確保に向け、市町村や関係機関等と連携してサービス提供基盤の整備を図ります。 | <p>●障害者施設整備事業 概要:障害児者施設の創設、改築及び大規模修繕に対する助成</p> <p>[数値目標] 令和5年度 ・日中活動の場の提供(生活介護、自立訓練、就労支援等) 19,646人分(生活介護～就労継続B型までの計) ・就労訓練の場の提供(就労移行支援、就労継続支援) 9,205人分 ・グループホームの整備 2,268人分</p> | <p>R3 創設 1箇所、改築 1箇所、大規模修繕 5箇所 R4 改築2箇所、大規模修繕2箇所 R5 創設4箇所 R6 創設4箇所</p> |

令和6年度「京都府障害者・障害児総合計画」の各分野別の主な施策一覧

資料1-1

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|---|--|---|
| | | | ○ 医療的ケア児者・重症心身障害児者に対し、医療型短期入所の受け入れを行う医療機関への支援や、適正なサービス等利用計画の作成に対する支援を行い、地域での生活が安心して継続できるよう環境の整備を図ります。 | <p>●医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業 概要:医療的ケア児等が在宅生活を継続するために必要な医療型短期入所の拡大に必要な経費及びサービス等利用計画の作成等を行った場合の経費に対し市町村を通じて助成</p> <p>[数値目標] 令和5年度 医療型短期入所利用者数(延べ利用人数) 8,500人</p> | <p>R3 21市町村 R4 21市町村 R5 22市町村 R6 22市町村</p> |
| | | | ○ 通院等の外出に支援を要する高齢者や障害のある人の移動手段を確保するための福祉有償運送事業者の車両購入に対する助成及び運転協力者養成講習を実施します。 | <p>●福祉有償運送支援事業 概要: ・通院等の外出に支援を要する高齢者や障害者の移動手段を確保するため、福祉有償運送事業者の車両購入に対する助成を行う。 ・福祉有償運送事業に従事する運転協力者を養成するための講習会を開催する。</p> | <p>・福祉有償運送事業者の車両購入に対する助成 R3 5台(5法人)、R4 4台(4法人)、 R5 4台(4法人)、R6 5台(5法人)</p> <p>・講習会の実施 R3 3回 76人参加 R4 7回 137人参加 R5 7回 135人参加 R6 7回 129人参加</p> |
| | | | ○ 在宅で安心して生活ができるよう、訪問リハビリテーション事業所の整備を推進します。 | <p>●訪問リハビリテーション事業所の新規開設等の支援 概要:訪問リハビリテーション事業所の新規開設等に対して補助金を交付する。 【現行補助の概要】 1 新規開設 (1)補助対象経費 訪問専用車両、備品等の購入費 (2)補助率等 1/2(補助上限額1,500千円) 2 事業拡大 (1)補助対象経費 訪問専用車両の購入費(左記経費以外は補助対象外) (2)補助率等 1/2(補助上限額500千円)</p> | <p>R5補助件数:2件 R6補助件数:2件</p> |
| | | | ○ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系に対応した事業所を確保するため、サービス提供に必要な支援を行います。 | ●障害者施設整備事業 <再掲> | / |
| | | | ○ 障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、生活介護、就労継続支援事業所等の「活動の場」を充実します。 | ●障害者施設整備事業 <再掲> | |
| | | | ○ 障害のある人が必要なサービスを適切に選択できるよう、ホームページや「障害者福祉のてびき」等を活用しつつ、市町村と連携して、制度の周知を図るとともに、障害福祉サービス等を行う事業者の情報の提供に努めます。 | ●「障害者福祉のてびき」を活用した制度周知 「障害者福祉のてびき」を京都府ホームページ等に掲載し、制度の周知を図る | |

令和6年度「京都府障害者・障害児総合計画」の各分野別の主な施策一覧

資料1-1

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|---|---|--|
| | | | ○ 創作的活動や生産活動の機会を提供し社会との交流促進などを行う地域活動支援センターの機能の充実強化を支援し、地域生活支援の促進を図ります。 | ●地域活動支援センター機能強化事業(地域生活支援事業、重層的支援体制整備事業) 概要:市町村が地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを機能強化(職員加配等)する事業 事業を実施する市町村に対し、国1/2以内、府1/4以内で補助 | 府補助額 R4 585,365千円の一部 R5 578,431千円の一部 R6 576,177千円の一部 |
| | | | ○ 施設入所者の地域生活移行に関する意向について、施設において移行の支障となっている要因や必要な支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認し、結果について関係機関と共有することを支援します。 | ●施設運営基準等の周知等による意思決定の取組の促進 概要:施設入所者の地域生活移行について、意向確認を行うことが施設の運営基準に規定されたことから、集団指導等の機会をとらえて指導するとともに、国が作成する意向確認マニュアルを活用して取組を促進 | 施設の運営基準の内容について集団指導等の機会に周知 |
| | | | ○ 医療的ケア児者・重症心身障害児者については、医療・福祉・保育・教育など、多分野・多職種による連携した支援が必要であるため、府域・圏域・市町村域で医療的ケア児等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、多分野に渡る支援を総合調整するコーディネーターの配置を促進します。 | ●医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 概要:医療的ケア児等の支援を総合調整する、医療的ケア児等コーディネーター養成等研修を実施 〔数値目標〕 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの人数 21人 (※制度発足前のH29に策定した障害児福祉計画の目標数値) ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 府域・圏域・市町村域で設置 | R3 116人 R4 140人 R5 144人 R6 108人 |
| | | | ○ 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣します。 | ●盲ろう者通訳介助員派遣 概要:盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣。 | 派遣実績 R3年度 643件 1,721時間 R4年度 925件 3,000時間 R5年度 918件 3,834時間 R6年度 937件 3,970時間 |
| | | | ○ 精神保健福祉総合センターや保健所等の心の健康相談を充実するとともに、地域保健の拠点である保健所において、精神保健福祉総合センターの技術支援を受けつつ、地域・職域連携推進会議や障害者自立支援協議会等を活用して、産業保健等との連携体制を構築します。 | ●地域における連携体制の構築 ・保健所において、関係団体等と連携して産業保健等との連携体制を構築 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|---|
| <p>○ 退院後支援計画の作成、地域移行支援・地域定着支援を担う相談支援従事者の養成、退院後のデイケアや訪問支援(アウトリーチ)、精神科救急医療体制を充実するとともに、障害者自立支援協議会等を通じ、障害者福祉圏域毎の保健・福祉・医療の協議の場を設置し、入院患者の地域移行及び退院患者の地域定着を推進します。</p> | <p>●精神科病院入院患者退院後支援事業 ・措置入院患者に対して、入院医療機関等と協力して、退院後支援計画に基づく支援を実施 ・在宅精神障害者のうち未治療、受療中断している等適切な支援が受けられていない者及び精神科病院における長期入院者等に対し、一般相談支援事業所が精神科病院や保健所等と協力し、医療・保健・福祉等の包括的な支援を多職種、他機関との訪問により実施し、適切なサービスにつなげるほか、長期入院者等の地域移行促進、地域定着及び長期入院の予防を図る。 ・長期入院患者等の地域移行に関するピアサポーター研修を実施 ・各保健所において障害者自立支援協議会を通じ、関係機関と協力して入院患者の地域移行、退院患者の定着支援を実施</p> | <p>支援対象者数 R3 14名 R4 10名 R5 12名 R6 12名</p> |
| <p>○ 訪問が必要な家族に対し、保健所職員が中心となり、メリデン版訪問家族支援の手法を用いた家族支援を実施するとともにケアラーアセスメント票(家族のセルフチェック票)の活用・普及啓発により、保健・福祉・医療関係者の家族支援を推進します。</p> | <p>●精神障害者家族支援強化事業 訪問が必要な家族に対し、保健所職員が中心となり、メリデン訪問家族支援の手法を用いた家族支援を実施</p> | |
| <p>○ 高次脳機能障害のある人に対し、医療、福祉、行政の連携により、リハビリ医療から就労までを継続してサポートする仕組みをつくります。京都府立心身障害者福祉センターで専門外来と生活訓練事業所が一体的に訓練を行う取組を行います。</p> | <p>●高次脳機能障害専門外来の設置 高次脳機能障害専門の診療機関の充実・強化のため、府立心身障害者福祉センター附属病院に専門外来を設置(25～)</p> | <p>専門医師による外来診察を週4日実施 患者数推移: R3末 186人 R4末 202人 R5末 218人 R6末 230人</p> |
| | <p>●高次脳機能障害に特化した生活訓練の実施 府立心身障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害の障害特性を踏まえた日常生活能力の向上、復職・就職に向けての訓練を行う生活訓練事業を実施</p> | <p>利用者数推移: R3末 11人 R4末 8人 R5末 10人 R6末 12人</p> |
| <p>○ 認知症の人などが、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進します。</p> | <p>●認知症総合対策事業費 概要: 全国に先駆けて2013年から策定している府独自の認知症施策推進計画「京都式オレンジプラン」に基づき、「認知症の本人の活動支援」「認知症の本人・家族を支える地域の体制構築」「医療・介護の提供体制構築」を柱に取り組んでいる。 ●認知症高齢者介護実践研修等事業費 概要: 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を、また認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。</p> | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------|--|--|---|--|--|
| | | | ○ 認知症が疑われる人などを適切な医療・介護サービスつなげるため、各市町村に設置された「認知症初期集中支援チーム」の運営・人材育成を図ります。 | ● 認知症初期集中支援チーム員の養成 概要: 認知症が疑われる人などを適切な医療・介護サービスにつなげるため、認知症サポート医と医療・介護の専門職等からなる「認知症初期集中支援チーム」(市町村に設置)に対し、チーム運営の質の向上やチーム員の人材育成のための研修の実施等を通じて、市町村の取組を支援する。 | ・初期集中支援チーム員研修への派遣及び初期集中支援チーム連絡会・スキルアップ研修を実施 ・認知症リンクワーカー 累計245名養成 |
| | | | ○ 認知症の人やその家族が集う「認知症カフェ」の設置の拡大や運営の支援などにより、認知症の人の居場所づくりや社会参加を支援します。 | ● 認知症カフェ開催支援事業 概要: 認知症カフェ連絡会と共催による認知症カフェセミナーの実施や認知症カフェ支援アドバイザーの派遣等により、認知症カフェの運営を支援。 | ・認知症カフェのスタッフを対象としたカフェセミナーを実施 ・認知症カフェ支援アドバイザーを派遣し、認知症カフェの運営等の伴奏支援を実施 |
| | | | ○ 認知症等による行方不明者を早期に発見するため、広域模擬訓練の実施など多様な捜索支援を行います。 | ● 認知症高齢者の見守り体制強化 概要: 各保健所を中心として、市町村を越えた認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク模擬訓練を実施 | H29 乙訓圏域、山城南圏域にて実施 H30 山城北圏域・丹後圏域にて実施 R1 南丹圏域にて実施 |
| | | | ○ 認知症疾患医療センターや認知症カフェ等における「本人・家族教室」の開催を促進し、認知症の人やその家族がお互いに支えあうピアサポートの場づくりを推進します。 | ● 認知症総合センター機能強化事業 概要: 多職種による本人・家族教室の標準テキストを作成し、認知症疾患医療センターや認知症カフェでの開催を促進し、認知症の本人・家族のピアサポートの実施を支援。 | ・認知症カフェ・地域包括支援センター(家族介護教室)、認知症疾患医療センターにおいて、テキストを利用した本人・家族教室を実施 ・若年性認知症支援コーディネーターにより、若年認知症当事者と家族が同じ当事者や家族の相談に乗るピアサポートに係るマッチングを実施 |
| (4) 障害のある子どもに対する支援の充実 | | | | | |
| ① 重層的な地域支援体制の構築 | | | | | |
| | | | ○ 障害児通所支援について、障害のある児童の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制の構築や、児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制の構築を、地域の実情に応じて進めます。 | ● 地域障害児支援体制強化事業 概要: 児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化に要する経費の一部を補助。 | R6実績: 補助実施市町村数 23市町村 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------------|---|--|--------------------------|
| ② 医療的ケア児・重症心身障害児に対する支援体制の整備 | | | |
| | ○ 医療的ケア児・重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス事業を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発、人材育成等を行いながら、支援体制の充実を図ります。 | ●医療的ケア児等支援体制整備事業<再掲> | |
| | ○ 京都府医療的ケア児等支援センター(愛称「ことのわ」)において、医療的ケア児やその家族等の相談に応じるとともに、情報の提供、助言等を行い、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整等、関係者が連携を図る協議の場を設け、総合的な支援体制を構築します。 | ●京都府医療的ケア児等支援協議会の設置 ・京都府内における医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育・教育等の関係機関が連携できる体制整備を図ることを目的として京都府医療的ケア児等支援協議会を設置 | |
| | ○ 身近な地域で家族のレスパイト機能を確保できるよう、医療型短期入所等における受入体制の充実や、緊急時・災害時における医療的ケア児・重症心身障害児に対する地域での支援体制の強化を進めます。 | ●医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業<再掲> | |
| | ○ 地域の医療的ケア児・重症心身障害児のニーズを勘案し、相談支援専門員など、支援に係る関連分野を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置できるよう、研修実施等により人材の確保、質の向上を図りながら、相談支援提供体制の構築を図ります。 | ●医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施<再掲> | |
| | ○ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して適切な支援ができるよう、地域の支援ニーズを把握し、課題の整理や専門的人材育成、地域の関係機関と連携を図りつつ、支援体制の構築を進めます。 | ●強度行動障害モデル事業 概要:事業所において、強度行動障害がある方に対する支援の要となる中核的人材を養成するとともに、事業所を後方支援する広域的支援人材を配置して強度行動障害がある方を受け入れる事業所を支援。 | ○中核的支援人材養成研修修了者 R6:3人 |
| ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築等 | | | |
| | ○ 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画は、本計画に盛り込むこととし、難聴児支援のための早期発見・早期療育を総合的に推進するため、市町村、児童発達支援センター、特別支援学校等と連携した中核的機能を果たす体制の確保を進め、新生児聴覚スクリーニング検査から療育につなげる体制整備のための協議の場の設置や療育を遅滞なく実施するための体制整備、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。 | | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|--|--|--|--|
| | | | ○ 学齢期前の聴覚障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、手話等の言語能力・コミュニケーション能力の獲得に向けた支援を行うとともに、保護者に対する相談支援等を実施します。 | ●南部難聴幼児サポートセンター事業 概要:学齢期前の聴覚障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、手話等の言語能力・コミュニケーション能力の獲得に向けた支援を行うとともに、保護者に対する相談支援等を実施 | R3 相談件数 17件 R4 相談件数 23件 R5 相談件数 38件 R6 相談件数 32件 |
| | | | ○ 身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴児に対し、補聴器給付事業を実施し、対象児の成長発達を促します。 | ●軽・中等度難聴児支援事業 概要:身体障害者手帳の交付対象外の軽・中等度の難聴児に対する補聴器給付 | 交付申請市町村数 R3 17市町村、R4 16市町村、 R5 18市町村、R6 23市町村 |
| | | | ○ 認識力・探索力を養い、経験を広げるための取組を支援します。 | ●視力障害児療育訓練委託事業 概要:在宅視力障害児を通所、あるいは指導員の家庭訪問により、社会生活適用訓練を実施するとともに、保護者に対し療育に関する助言・指導を実施 | |
| | | | ○ 小児リハビリテーションの先端病院などでリハビリテーション専門職を受入れ、実地研修を行い人材育成を図るとともに、小児リハビリテーション関連施設についての情報発信に努めます。 | ●小児リハビリテーションの情報発信等 概要:小児リハビリテーションの先端病院などでリハビリテーション専門職を受入れ、実地研修を実施。また、小児リハビリテーション関連施設一覧を発行し、情報発信を行う。 | 小児リハ実地研修 R5受講者数:11人 R6受講者数:16人 |
| ④ 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進について | | | | | |
| | | | ○ 全ての子どもが、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合い、共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。 | ●京都府発達障害者支援体制整備検討委員会において発達障害の早期発見・早期療育やライフステージを通じた適切な支援が継続して行われるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野が連携した総合的な支援施策の検討を実施。 | |
| | | | ○ 児童発達支援センターが保育所や認定こども園等に対して専門的支援や助言を行うとともに、地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、府内全域において、障害児の地域社会への参画・包容を推進する体制の構築を目指します。 | ●京都府医療的ケア児等支援協議会の設置<再掲> | |
| | | | ○ 医療的ケア児・重症心身障害児が地域の中で健やかに育ち、全ての子育て世帯が安心して必要なサービスを利用できるように、医療機関等と連携した子育て支援体制の推進、看護師の確保、たん吸引を行うことのできる保育士の養成などを推進します。 | ●在宅療養児支援事業 概要:在宅療養等を支える医療関係者への研修等を実施。 | R6実績: 開催回数 4回 受講人数 252名 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------------------------|--|--|--|
| ⑤ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 | | | |
| | ○ 障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援施策との連携を図ると共に、障害のある児童の支援並びに健全な育成を進めるため、市町村に設置されるこども家庭センターや、子育て支援や医療担当部署との連携体制を確保します。また、卒業時及び就業時において、支援の円滑な引継ぎのため、学校、障害福祉サービス事業所の連携や、教育委員会等との連携体制を強化します。 | ● 京都府発達障害者支援体制整備検討委員会において発達障害の早期発見・早期療育やライフステージを通じた適切な支援が継続して行われるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野が連携した総合的な支援施策の検討を実施。 | |
| | ○ 学齢期前までの視覚障害児に基本的な生活習慣の取得、集団生活などの訓練を行い、社会生活に適応するための基礎習得を支援するとともに、保護者に対する相談支援等を実施します。 | ● 視力障害児療育訓練事業 概要: 京都府内の児童相談・家庭支援総合センターから、あいあい教室に依頼がある視力障害児に対して、視覚にかわる他の感覚(触覚・聴覚等)を豊かにし、物の認知や操作力、探索力や移動能力を高める遊びや訓練等を実施 | R3 訓練実施児童24人 訓練延べ日数215日 R4 訓練実施児童23人 訓練延べ日数263日 R5 訓練実施児童19人 訓練延べ日数345日 R6 訓練実施児童23人 訓練延べ日数385日 |
| (5) 発達障害児者への支援の充実 | | | |
| ① 乳幼児期における早期発見・早期療育支援実施 | | | |
| | ○ 市町村が、こども家庭支援センターを中心とした子育て世帯への包括的な支援体制及び児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制を整備し、民間事業者とも連携しながら、早期発見・早期支援のための地域支援体制の整備の充実を図れるように、地域のニーズに応じた専門職人材の育成・確保を進めます。 | ● きょうと子育てピアサポートセンター事業 概要: 市町村の「こども家庭センター」の立ち上げ支援、運営助言等を行う。 ● 京都府発達障害者支援体制整備検討委員会において発達障害の早期発見・早期療育やライフステージを通じた適切な支援が継続して行われるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野が連携した総合的な支援施策の検討を実施。 | ・こども家庭センター職員を対象にした意見交換会の実施(R7.3) |
| | ○ 発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害児とその家族等への支援も重要であることから、各地域において、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族等に対する支援体制の構築を進めます。 | ● 発達障害者支援体制整備事業 概要: 発達障害児等の早期発見・早期療育を推進するため、5歳児を対象にした事後支援を行う市町村に対して助成 | R3 23市町村、R4 22市町村、 R5 22市町村、R6 23市町村 |
| | ○ 就学前までの子どもの発育・発達の支援に関わる従事者を対象に、各保健所が地域の特性に応じ、子どもの発育・発達の支援に関わる研修会等を企画・実施します。 | ● 乳幼児健康管理従事者育成事業 概要: 就学前までの子どもの発育・発達の支援に関わる従事者を対象に、各保健所が地域の特性に応じ、子どもの発育・発達の支援に関わる研修会等を企画・実施し、広域的・専門的な支援を行う。 〔数値目標〕 令和5年度 研修参加者数 延べ1,200人(4年間) | R3 4回開催 参加者実人数116人、延べ116人 R4 3回開催 参加者実人数57人、延べ57人 R5 6回開催 参加者実人数253人、延べ253人 R6 8回開催 参加者実人数344人、延べ344人 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------|--|---|---|---|
| ② 医療提供体制の充実 | | | | |
| | | ○ 発達障害の診断・診療を行う医師の育成、医療提供体制の整備のため、「医療的支援を必要とする子どもと保護者が速やかに診療へ繋がる医療提供体制」及び「医師確保が困難な北部地域も含め、府全域における持続性のある医療提供体制」の構築を進めます。 | ●発達障害診療体制拡充事業 概要:こども発達支援センター診療所において小児科専攻医を研修のために受け入れ、初診待機期間の短縮を図るとともに、発達障害を診療できる小児科医を養成 | 受入小児科医 2名 |
| ③ 相談体制の充実 | | | | |
| | | ○ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担います。 | ●発達障害者支援体制整備事業 概要:困難ケースへのスーパーバイズや職能団体と連携し、各地域で必要となる専門職育成を実施。 | R6実績: 相談機関への助言 延べ件数 13 件 関係機関向け研修 開催回数 1 回 受講人数 112 人 |
| | | ○ 発達障害者圏域支援センターは、地域の中核的な支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うため、地域支援マネージャーを配置し、地域資源の把握や圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等子育て支援機関・障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域の支援体制の整備を行います。 | ●発達障害者支援センター運営事業 概要:障害保険福祉圏域ごとに、発達障害者支援センターの支所として、圏域支援センターを設置し、相談支援の実施及び支援ネットワークを整備 | (丹後) 障害者生活支援センター結 (中丹) 福知山市障害者生活支援センター青空 (南丹) 花ノ木医療福祉センター (乙訓) 乙訓ひまわり園地域連携室 (山城北) 障害児(者)地域療育支援センターういる (山城南) しょうがい者生活支援センター「あん」 |
| | | ○ 学齢期の児童を中心とした寄り添い型の相談支援については、府内の専門医療機関における初診待機期間の解消と併せ、医療、福祉、相談をトータルパッケージで提供できる「発達障害児支援拠点」の機能強化や、教育機関との連携強化を一層促進します。 | ●発達障害児支援拠点相談体制整備事業<再掲> | |
| | | ○ 学齢期前の聴覚障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、手話等の言語能力・コミュニケーション能力の獲得に向けた支援を行うとともに、保護者に対する相談支援等を実施します。<再掲 6(4)③> | ●南部難聴幼児サポートセンター事業 概要:学齢期前の聴覚障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、手話等の言語能力・コミュニケーション能力の獲得に向けた支援を行うとともに、保護者に対する相談支援等を実施 | |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------------------|--|--|--|--|
| | | ○ 学齢期前までの視覚障害児に基本的な生活習慣の取得、集団生活などの訓練を行い、社会生活に適応するための基礎習得を支援するとともに、保護者に対する相談支援等を実施します。〈再掲 6(4)⑤〉 | ●視力障害児療育訓練事業 概要:京都府内の児童相談・家庭支援総合センターから、あいあい教室に依頼がある視力障害児に対して、視覚にかわる他の感覚(触覚・聴覚等)を豊かにし、物の認知や操作力、探索力や移動能力を高める遊びや訓練等を実施 | / |
| ④ 関係機関相互のネットワーク形成及び普及啓発等の推進 | | | | |
| | | ○ 「京都府発達障害者支援体制整備検討委員会」等において、本府発達障害児者施策の方向性の議論と発達障害児者支援に係る関係機関のネットワーク形成を推進するとともに、関係団体と共同した普及啓発活動を実施し、4月2日の「世界自閉症啓発デー」を始めとした発達障害の理解促進や家族支援の充実に努めます。 | ●京都府発達障害者支援体制整備検討委員会において発達障害の早期発見・早期療育やライフステージを通じた適切な支援が継続して行われるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野が連携した総合的な支援施策の検討を実施。 ●発達障害関係団体と連携し、府民への発達障害に関する普及啓発活動を実施。 | R6実績: 「世界自閉症啓発デー in 京都」 令和6年4月2日にライトアップを実施(京都市内、舞鶴市内) |
| (6) 障害福祉サービスの質の向上等 | | | | |
| | | ○ 障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する事業者の指導・監督を適切に行うとともに、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、ヘルパーの養成研修、相談支援従事者の養成・確保を推進する研修など、サービス提供人材の確保と質の向上を図ります。 | ●相談支援事業従事者研修 概要:障害者等からの相談に応じ、必要な保健、医療、福祉などのサービスの利用・支援を行う事業の従事者に対する研修 | R3 初任者研修 1回 229人 現任研修 1回 239人 主任研修 1回 26人 R4 初任者研修 1回 225人 現任研修 1回 237人 主任研修 1回 29人 R5 初任者研修 1回 235人 現任研修 1回 244人 主任研修 1回 27人 R6 初任者研修 1回 232人 現任研修 1回 177人 主任研修 1回 23人 |
| | | | ●強度行動障害支援者養成研修(H27~) 概要:強度行動障害のある人に障害特性の理解に基づく適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする研修 実績:H28 基礎425人、実践369人 H29 基礎 369人、実践 351人 H30 基礎392人、実践202人 | R3 基礎233人、実践176人 R4 基礎203人、実践193人 R5 基礎273人、実践208人 R6 基礎347人、実践249人 |
| | | ○ 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、事業者における適切な苦情解決の促進を図るとともに、事業者段階では解決の困難な苦情については、公正・中立な第三者機関である運営適正化委員会を設け、福祉サービスに関する苦情解決の体制整備とその適正な運用を図ります。 | ●福祉サービス苦情解決事業(H12~) 概要:京都府社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し苦情受付、調査、指導、助言、あっせん等を実施 | R3 苦情133件、問い合わせ129件 R4 苦情115件、問い合わせ113件 R5 苦情118件、問い合わせ129件 R6 苦情106件、問い合わせ139件 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|---|--|
| | ○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構(平成17年10月14日発足)のもとでの第三者評価の推進を図り、利用者本位のより質の高い介護・福祉サービスを安心して選択できる環境づくりを一層推進します。 | ●介護・福祉サービス第三者評価等推進事業 概要:利用者が安心して介護・福祉サービスを選択できる環境作りに資するため、「京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構」が実施する第三者評価等に対する支援 | 第三者評価受診件数 R3 221件 (介護関係144件、福祉関係77件) R4 233件 (介護関係149件、福祉関係84件) R5 232件 (介護関係134件、福祉関係98件) R6 216件 (介護関係134件、福祉関係82件) |
| (7) 福祉用具その他のアクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等 | | | |
| | ○ 障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、補装具の給付や日常生活用具の給付・貸付を実施する市町村に対し財政支援等を行います。 | ●補装具・日常生活用具の給付等 概要:障害者の日常生活や社会生活の向上を図り社会参加を支援するため、補装具費の支給や日常生活用具の給付・貸付を行う市町村を支援 | 日常生活用具給付等事業 給付件数 R3 30,330件、R4 30,364件、R5 30,214件、 R6 31,764件 |
| | ○ 医療機器だけでなく介護・福祉人材の不足解消や身体的・精神的負担の軽減等のため介護・福祉ロボットも含めた先端機器の普及促進や新たなリハビリテーション技術を広めるための研修等を実施します。 | ●先端的なリハビリテーション機器・介護機器の情報発信と活用促進 概要:京都府立医科大学での最先端リハビリテーションロボットの取組等の情報発信とともに人材不足の解消や身体的・精神的負担の軽減等のため、介護・福祉ロボットの導入促進のための啓発等を実施。 | R5・R6実績 京都リハビリテーション医療介護フォーラムで啓発を実施 |
| | ○ 身体障害者補助犬の育成及び訓練等を行う法人に対する助成を実施します。 | ●身体障害者補助犬の育成・訓練 概要:身体障害者補助犬の育成及び訓練等を行う法人に対する助成を実施 | 府内補助犬の状況 R3 盲導犬10頭、介助犬3頭、 聴導犬1頭 計14頭 R4 盲導犬10頭、介助犬3頭、 聴導犬1頭 計14頭 (R4.10.1現在) R5 盲導犬12頭、介助犬3頭、 聴導犬1頭 計16頭 R6 盲導犬9頭、介助犬2頭、 聴導犬1頭 計12頭 |
| (8) 障害福祉を支える人材の育成・確保・定着 | | | |
| | ○ 京都府自立支援協議会の専門部会として人材育成部会を設置し、相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者等研修等の指導者の人材育成を図るスキームを構築します。 | ●障害福祉事業所の人材育成体制の整備 概要:京都府自立支援協議会の専門部会として人材育成部会を設置し、相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者等研修等の指導者の人材育成を図るスキームを構築する。 | |

令和6年度「京都府障害者・障害児総合計画」の各分野別の主な施策一覧

資料1-1

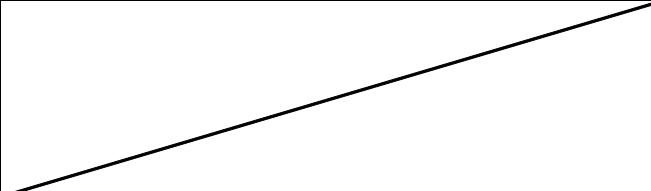
| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|--|---|
| | | | ○ 障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神に障害のある人、聴覚や視覚に障害のある人など障害特性に応じたヘルパーなどの人材の養成・確保を図ります。 また、知的障害又は精神障害で行動上の困難を有する障害のある人が危険を回避するために必要な援護を行う者を養成します。 | ●強度行動障害支援者養成研修(H27～) <再掲 5(5)参照> | |
| | | | ○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。<再掲 3(1)②> | ●点訳奉仕員・朗読奉仕員等の養成 | |
| | | | | ●同行援護従業者養成事業(旧ガイドヘルパー養成事業 H20～) 概要:視覚障害者の同行援護従業者の養成研修の実施 | R3 5回 84人、R4 5回 74人、 R5 5回 77人、R6 5回 97人 |
| | | | ○ 障害のある人にとって最も身近な相談者である身体障害者相談員、知的障害者相談員及びこころの健康推進員並びにいいきき条例による地域相談員の研修事業を充実し、相談員の資質の向上と活動の充実を図ります。 | ●「こころの健康推進員」の設置 <再掲 4(2)参照> | |
| | | | ○ 職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化を支援します。 | ●職員の処遇改善 概要:セミナーや相談会による処遇改善加算の取得促進や補助事業の実施等により職員の処遇改善を支援 | <R4看護・福祉施設職員処遇改善事業> 補助事業所数 2,369事業所 交付額 874,490,100円 <R6看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業> 補助事業所数 2,231 事業所 交付額 252,103,543 円 |
| | | | | ●ハラスメント対策 概要:障害福祉の現場におけるハラスメントの対策について、事業者として取り組むべき対策などを示したマニュアルを周知し各事業者の取組を支援 | |
| | | | | ●ICT・ロボットの導入 概要:事務負担の軽減を図るため、業務の効率化などに関するセミナーの開催などのソフト面と、設備等の導入のハード面を組み合わせ支援。 | <R6生産性向上・人手不足対策事業> ○セミナー開催 2回 ○設備導入補助 74事業所 60,815千円 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|-------------------------------|--|--|--|---|--|
| | | | ○ 認知症を正しく理解し、適切に対応できるよう、かかりつけ医や看護師、医療関係者等の認知症対応力向上研修を実施します。 | ● 認知症対応力向上研修 概要:・かかりつけ医、看護師、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師向けに認知症対応力向上研修を実施 | ・かかりつけ医認知症対応力向上研修(H18～) 累計3,263名参加 ・認知症サポート医養成(H18～) 累計303名養成 ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修(H25～) 累計7,575名参加 |
| | | | ○ 認知症の人の介護を実践する施設・居宅サービス事業所の実務者及び指導者を対象として、実践者研修、リーダー研修等を実施します。 | ● 認知症介護実践者等養成研修 概要:認知症介護に関する知識・技術等の向上を図るための研修を実施(①認知症介護実践者研修②認知症介護リーダー研修③認知症対応型サービス事業開設者研修④認知症対応型サービス事業管理者研修⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修⑥認知症介護基礎研修⑦認知症介護指導者養成研修⑧フォローアップ研修) | 計14,059名参加 |
| II 希望に添って働き続けることができる社会 | | | | | |
| 7 雇用・就業、経済的自立の支援 | | | | | |
| (1) 総合的な就労支援 | | | | | |
| | | | ○ 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、相談から就職準備支援、職場体験・実習、職場定着支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。 | ● 京都ジョブパークはあとふるコーナー設置による就業支援 概要: 京都ジョブパークはあとふるジョブカフェにおいて、相談から実習、マッチング、定着まで障害特性に応じたきめ細かい支援を実施 | R4年度実績 新規登録者数 458人 就職内定者数 274人 内定者の内正社員 38人 北京都ジョブパーク内定者 24人 R5年度実績 新規登録者数 413人 就職内定者数 224人 内定者の内正社員 25人 北京都ジョブパーク内定者 16人 R6年度実績 新規登録者数 341人 就職内定者数 205人 内定者の内正社員 24人 北京都ジョブパーク内定者 36人 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------|--|--|---|--|--|
| | | | ○ 身近な地域に設置された障害者就業・生活支援センターにおいて、障害のある人の生活支援や職場定着支援などを行います。 | ●障害者就業・生活支援センターの運営 概要:府内8箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、就業から生活支援、職場定着支援まで実施する。 | 【事業委託先】 (1)社会福祉法人京都総合福祉協会 (平成15年4月1日指定) (2)社会福祉法人南山城学園 (平成16年4月1日指定) (3)社会福祉法人みずなぎ学園 (平成18年4月1日指定) (4)社会福祉法人京都ライフサポート協会 (平成20年4月1日指定) (5)社会福祉法人松花苑 (平成20年4月1日指定) (6)一般財団法人長岡記念財団 (平成21年4月1日・平成27年5月1日指定) ※2箇所のセンターを委託 (7)社会福祉法人よさのうみ福祉会 (平成22年4月1日指定) |
| (2) 経済的自立の支援 | | | | | |
| | | | ○ 特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。 | ●児童扶養手当の支給(法定受託事務) 概要:児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童、または、父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母又は養育者に支給されるもの。 | 町村域認定数:約1,000世帯 |
| | | | | ●特別児童扶養手当の支給(法定受託事務) 概要:20歳未満の重度・中度の心身障害児を養育している保護者(父・母又は養育者)に特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。 | 京都市を除く府域認定数:約3,800世帯 |
| | | | | ●特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給 概要: 家庭で生活している重度障害者の経済的、精神的負担に対して、一般的な所得保障とは別に、手当を支給することによって、重度障害者の福祉の増進を図る。 日常生活において常時特別の介護を要する障害者のうち20歳以上の者には特別障害者手当を、20歳未満の者には障害児福祉手当を支給する。 従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も支給されない者について、経過措置として経過的福祉手当を支給する。 | ・特別障害者手当 府域認定数:約3,700人 ・障害児福祉手当 府域認定数:約1,600人 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------|--|--|--|---|---|
| | | | ○ 国民年金制度の改正時に、制度の対象とならなかった在日外国人の無年金障害者に対して、国が措置するまでの間の経過的措置として特別給付金を支給します。 | <p>●在日外国人無年金者緊急支援事業(重度障害者) 概要:老齢基礎年金(国民年金)の給付を受けることができない外国人並びに国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金を受けることができない重度の障害のある在日外国人に対し、国が国民年金の支給等を実施するまでの経過的措置として、国が救済措置を講ずるまでの間の緊急支援措置として給付金を支給する。</p> <p>給付額:月額20000円(公的年金を受給している場合はその額を控除した額)</p> | <p>支給実績 R3 27人、R4 24人、R5 21人、R6 21人</p> |
| (3) 障害者雇用の促進 | | | | | |
| | | | ○ 「京都障害者雇用企業サポートセンター」において、企業に障害者雇用に関する専門スタッフを派遣し、コンサルティングや企業内の障害者雇用支援人材を育成するなど、就労から雇用管理、定着支援まで総合的に支援します。 | <p>●障害者雇用企業サポートセンター事業 概要:障害者に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案やアドバイスの実施、「企業内サポーター」の育成等により、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進する。</p> | <p>R4年度実績 ・支援企業数 556社</p> <p>R5年度実績 ・支援企業数 524社</p> <p>R6年度実績 ・支援企業数 456社</p> |
| | | | ○ 特例子会社や障害のある人を多数雇用する事業所の創設に対する支援を行うとともに、セミナー、見学会等を開催し、特例子会社等の設立の促進や、中小企業の連携・共同による障害者雇用の拡大を促進します。 | | |
| | | | ○ 障害のある人を雇用するために必要となる施設又は設備等の整備及び定着の取組をする事業主に対して、必要な整備に要する経費を補助することにより、障害のある人の安定的な雇用の確保と就労の機会の拡大を図ります。 | <p>●障害者雇用施設整備事業等事業費補助金 概要:障害者の安定的な雇用の確保と就労の機会の拡大を図るため、障害者を雇用するために必要となる施設又は設備等の整備及び定着の取組をする事業主に対して、必要な整備に要する経費を補助する。</p> | <p>R4年度実績 施設整備事業 2件 732千円</p> <p>R5年度実績 施設整備事業 1件 43千円</p> <p>R6年度実績 施設整備事業 1件 1,000千円</p> |
| | | | ○ 府庁の職場において、あらゆる障害のある人の雇用や職場実習を積極的に推進し、その実務経験をもとに一般企業への就労につなげます。 | <p>●「府庁ゆめこうば」推進事業 概要:京都府が知的障害者及び精神障害者(平成25年度から)を直接雇用(業務指導は社会福祉法人等に委託)するとともに、地域機関での清掃業務等を障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等に委託する。</p> | <p>R3 就労障害者数 2人</p> <p>R4 就労障害者数 11月まで 4人 12月～ 5人</p> <p>R5 就労障害者数 4人</p> <p>R6 就労障害者数 1月まで 4人 2月～ 3人</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------------------------|--|--|---|--|-----------------------|
| | | | ○ 障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を「京都はあとふる企業」として知事が認証し、認証企業が実践している働きやすい職場づくりの先進事例をホームページ等で紹介することにより、障害者雇用への機運を高め、府内企業への普及・啓発を図ります。 | ● 京都府障害者雇用推進企業(京都はあとふる企業)認証制度 概要:府内に本社又は事業所を置いている企業で、障害者を積極的に雇用している企業を「京都はあとふる企業」として認証し、その取組を広くホームページ等で紹介する。 | 認証企業数 121社 (R7.4.1現在) |
| | | | ○ 障害のある人の雇用の実例やインターシップの進め方、指導ノウハウを学ぶセミナーの開催など、インターシップの実施を支援することで雇用を促進します。 | ● 障害のある学生を対象としたインターシップ受入企業支援 | |
| | | | ○ 重度障害がある人の就労機会の拡大や就労継続を支援するため、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村への支援に取り組めます。 | ● 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業) 概要:企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、市町村が必要と認めた場合に支援する 事業を実施する市町村に対し、国1/2、府1/4で補助 | R6年度 1市町村 |
| (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 | | | | | |
| | | | ○ 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、相談から就職準備支援、職場体験・実習、職場定着支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。<再掲 7(1)> | ● 京都ジョブパークはあとふるコーナー設置による就業支援 <再掲 7(1)参照> | |

| 基本方向(計画の記載内容) | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--|---|--|
| <p>○ 高等技術専門校において、障害のある人の就業力の強化と安定雇用を目指し、それぞれの障害特性に応じた職業訓練を行い、人材育成の強化を図ります。</p> | <p>● 高等技術専門校における障害のある人の就業力強化 概要:障害のある人を対象に社会人としての基礎的知識・技能を習得するための訓練を行うとともに、一人ひとりに合った就労支援を行い、安定就労を目指す。</p> | <p>・障害のある人を対象とした職業訓練修了生数及び就業者数(就職による中途退校者含む)</p> <p>福知山校 総合実務科(知) 修了生数:R3 9名、R4 8名、R5 6名、R6 4名 就業者数:R3 7名、R4 6名、R5 3名、R6 3名 キャリア・プログラム科(精・発) 修了生数:R3 7名、R4 10名、R5 6名、R6 5名 就業者数:R3 6名、R4 8名、R5 4名、R6 4名</p> <p>京都障害者校 総合実務科(知) 修了整数:R3 13名、R4 8名、R5 6名、R6 3名 就業者数:R3 7名、R4 14名、R5 12名、R6 8名 ITシステムサポート科(身・精・発) 修了者数:R3 9名、R4 2名、R5 6名、R6 1名 就業者数:R3 2名、R4 3名、R5 6名、R6 7名 ものづくりサポート科(身・精・発) 修了者数:R3 3名、R4 5名、R5 2名、R6 0名 就業者数:R3 2名、R4 6名、R5 2名、R6 7名 インテリアCADサポート科(身・精・発) 修了者数:R3 1名、R4 3名、R5 4名、R6 3名 就業者数:R3 1名、R4 3名、R5 2名、R6 5名</p> <p>城陽障害者校 生産実務科(知) 修了者数:R3 4名、R4 4名、R5 2名、R6 0名 就業者数:R3 4名、R4 4名、R5 3名、R6 4名</p> |
| <p>○ 国の離職者等再就職訓練(委託訓練)事業を活用し、それぞれの障害特性に合わせた訓練や支援メニューの充実・多様化を図ります。</p> | <p>● 障害者の多様なニーズに対応した職業訓練による就職支援 概要:障害のある方の適正、能力、地域の障害者雇用ニーズ等に対応した職業訓練を実施するとともに、就職や雇用の継続に必要な知識、技能の習得を支援する。</p> | <p>障害者の多様なニーズに対応した職業訓練の実施</p> <p>R3 30コース 82名 R4 21コース 90名 R5 19コース 38名 R6 24コース 45名</p> |
| <p>○ ITを活用して就労可能な技術を身につけるための研修を開催するとともに、就労を希望する修了者等をITサポートセンターに登録し、仕事の受注、仕事の配分等を実施します。</p> | <p>● 障害者ITサポートセンター事業 概要:障害者のIT分野における就労促進のため、障害種別ごとの基礎的なIT講座や実践的なIT研修及びIT関係業務の共同受注を実施<再掲2(1)参照></p> |  |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------------|--|--|--|---|--|
| | | | ○ 北部リハビリテーション支援センターにおいて高次脳機能障害の支援コーディネーターによる職業能力評価を行い、復職や就職が円滑に進むように支援します。 | ●高次脳機能障害者に対する職業能力評価 概要:高次脳機能障害支援コーディネーターによる職業能力評価を実施。高次脳機能障害者が低下しやすい自己認知を高め、復職や就労に必要な対応や環境調整を検討し、必要なサービス及び支援につないでいく。 | R5評価件数:1件 R6評価件数:2件 |
| | | | ○ 障害のある人が日ごろ培った職業技能を競い合い、職業能力の向上とともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として、アビリンピック京都大会を毎年開催するとともに、競技種目の充実や参加事業所、一般来場者の増大に努めます。 また、全国障害者技能競技大会の代表選手派遣などを支援します。 | ●アビリンピック(障害者技能競技大会)の実施 概要:アビリンピック(障害者技能競技大会)を開催し、障害のある方が、技能労働者として社会に参加する自身と誇りを持つことができるよう、職業能力を高めていただくとともに、企業や社会一般の方々に障害者の技能に対する理解と認識を高めていただき、障害者の雇用推進と職業安定を図る。 | R4年度 京都大会 11種目 53名 翌年度開催の全国大会に京都府代表選手として選考 全国大会 京都府から6種目6名参加 3位以内入賞者1名 R5年度 京都大会 10種目 67名 翌年度開催の全国大会に京都府代表選手として選考 全国大会 京都府から5種目5名参加 R6年度 京都大会 12種目 62名 翌年度開催の全国大会に京都府代表選手として選考 全国大会 京都府から5種目5名参加 |
| (5) 福祉的就労の充実 | | | | | |
| | | | ○ 府庁舎内等において常設販売コーナーを設置し、府内の就労継続支援事業所等のほっとはあと製品を販売します。 | ●ハート(まごころ)ショップ 概要:府庁舎内等において常設販売コーナーを設置し、府内の就労継続支援事業所等のほっとはあと製品を販売 | R6開設状況: 11カ所(府庁、府総合庁舎、市町村庁舎、民間施設) |
| | | | ○ 福祉事業所における新商品開発やブランド化へのサポート、共同発注の拡大、ICTの活用等による高付加価値化や生産性向上を通じて福祉的就労における工賃向上を促進します。 | ●京のはあと製品応援事業 概要:専門家派遣による福祉就労製品の付加価値向上及び就労支援に携わる人材育成を図る研修の実施などにより工賃向上を図る | |
| | | | ○ 障害者優先調達推進法に基づき、京都府において、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を積極的に推進します。 また、府内市町村へも積極的な取組を働きかけます。 | ●優先調達の推進 概要:京都府における物品等の調達の推進を図るための方針を策定し取組を推進するとともに府内市町村へも働きかける。 | 令和6年度府調達実績 78,250千円 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---|--|--|---|
| (6) 京都式農福連携の推進 | | | |
| | 「京都式農福連携・6次産業化プロジェクト」を創設し、障害者の就農・就労人材を育成するチャレンジ・アグリ認証を、さらに普及拡大するとともに、農福連携製品の6次産業化やブランド化を支援し、京都式農福連携事業を生かした農業分野での就労を促進します。 | <p>● 京都式農福連携事業 概要:きょうと農福連携センター及びサテライトを設置し、障害福祉事業所のアドバイザー派遣、農業技術指導、農福連携補助金による支援、マルシェの共同開催、チャレンジアグリ事業、大学連携事業などを実施</p> <p>[数値目標] 令和5年度 農福連携事業所の工賃(賃金)支払総額 200,000千円</p> | 令和5年度 農福連携事業所の工賃(賃金)支払総額 225,642千円 |
| Ⅲ 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会 | | | |
| 8 生涯を通じて学び続けられる環境の整備 | | | |
| (1) インクルーシブ教育システムの推進 | | | |
| | ○ 特別な支援を必要とする児童生徒数が増加し、様々な教育的ニーズが求められている中、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みの整備を推進します。 | <p>● 特別支援教育サポート拠点事業 概要:特別支援教育の拠点となるスーパーサポートセンターにおいて、教員対象の専門的研修や専門家チーム(医師、作業療法士等)による教育相談・支援等を実施する。</p> <p>● 地域等連携推進事業 特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンター的機能【学校教育法第74条】を発揮し、医療・保健・福祉・労働等関係機関と連携することにより、府内各地域での一貫した支援体制を整備・推進</p> <p>● 特別支援教育充実事業 概要:小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備などを先導的に行うため、非常勤講師を配置し、小・中学校における特別支援教育の充実を図る。</p> | <p>教員への研修等の実施 R3 20講座 1,859名 R4 20講座 2,520名 R5 20講座 1,983名 R6 234講座 3,001名</p> <p>子ども・保護者・地域への相談支援を実施 R3 626件、R4 665件、 R5 616件、R6 54件</p> <p>地域支援センターで、幼児児童生徒の障害や発達に関する相談を実施 R3 3,777件、R4 4,181件、 R5 4,435件、R6 4,775件</p> <p>非常勤講師配置人数 R3 72人、R4 86人、R5 93人、R6 99人 ※H29以降は、権限委譲に伴い、 京都市分を除いた数</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------|--|--|---|---|--|
| | | | ○ 発達障害を含む障害のある子どもへの切れ目ない支援を行うため、京都府スーパーサポートセンターと各府立特別支援学校に設置された地域支援センターが核となって専門的な技術を活用し、関係機関と連携を図り、子ども・保護者・教員・地域を支援します。 | ●特別支援教育サポート拠点事業 概要:特別支援教育の拠点となるスーパーサポートセンターにおいて、教員対象の専門的研修や専門家チーム(医師、作業療法士等)による教育相談・支援等を実施する。 | 教員への研修等の実施 R3 20講座 1,859名 R4 20講座 2,520名 R5 20講座 1,983名 R6 234講座 3,001名 子ども・保護者・地域への相談支援を実施 R3 626件、R4 665件、 R5 616件、R6 54件 |
| | | | ○ 障害のある幼児が就園している私立幼稚園に対する運営費を助成し、障害のある幼児の就園促進と幼児教育の振興を図ります。 | ●障害のある幼児の就園促進と幼児教育の振興 ・私学運営費補助金(心身障害児加算分)[私立幼稚園分] 概要:心身障害児の在籍する京都府内の学校法人立幼稚園等の人件費、教育研究経費支出等に対する補助。(私立幼稚園心身障害児教育費補助金の対象となった園児に係る分を除く。) | R3 21園25人 4,825千円 R4 19園21人 4,095千円 R5 17園19人 3,762千円 R6 6園6人 1,206千円 |
| | | | | ・私立幼稚園心身障害児教育費補助金 概要:心身障害児が2人以上在園している学校法人立幼稚園等の人件費、教育研究経費支出等に対する補助。 | R3 115園775人 589,413千円 R4 114園782人 600,926千円 R5 113園790人 604,093千円 R6 121園794人 612,520千円 |
| | | | ○ 障害のある生徒が在籍している私立高等学校に対する運営費を助成し、障害のある生徒の就学促進を図ります。 | ●障害のある生徒の就学促進 ・私学運営費補助金(心身障害生徒割)[私立高等学校分] 概要:心身障害生徒の在籍する京都府内の私立高等学校の人件費、教育研究経費、設備関係支出等に対する補助。 | R3 12校 50人 16,900千円 R4 13校 50人 16,900千円 R5 13校 53人 16,900千円 R6 13校 50人 16,900千円 |
| (2) 教育環境の整備 | | | | | |
| | | | ○ 向日が丘支援学校改築基本構想に基づき、長岡京市の共生型福祉施設構想と連携した新たな学校づくりを行います。 | ●向日が丘支援学校改築事業 概要:教育・福祉の連携体制を構築し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を、共生型の地域づくりと一体となって進めるため、長岡京市共生型福祉施設構想と連携した新たな学校づくりを行う。 | R1 改築基本構想策定 R2 校舎基本・実施設計 R3 校舎及び仮設校舎基本・実施設計 R4 解体実施設計、仮設校舎改修工事 R5 仮設校舎改修工事、仮設校舎利用、解体工事、埋蔵文化財調査 R6 解体工事、埋蔵文化財調査、建設工事 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|---|---|
| | | | ○ 府立特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を行うため、福祉タクシーの利用に対する助成や看護師配置等に要する支援を実施します。 | ●医療的ケア安心サポート事業 概要:福祉タクシー等の車両に看護師が同乗して、児童生徒を学校へ送迎し、通学中に医療的ケアが必要な児童生徒の学習機会の保障と、送迎等を行っている保護者等の負担軽減を図る。 | 支援児童生徒数 R4 4校7人、R5 5校11人、R6 4校11人 |
| | | | ○ 小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等がある児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を行うため、非常勤講師を配置し、特別支援教育の充実を図ります。 | ●特別支援教育充実事業 概要:小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備などを先導的に行うため、非常勤講師を配置し、小・中学校における特別支援教育の充実を図る。 | 非常勤講師配置人数 R3 72人、R4 86人、R5 93人、R6 99人 ※H29以降は、権限委譲に伴い、京都市分を除いた数 |
| | | | ○ 特別な支援を必要とする生徒が、必要な支援の下で十分な教育が受けられるよう、府立高校において教育環境の整備を行います。 | ●特別支援教育総合推進事業 概要:病気療養(長期入院)や聴覚障害のある生徒に対して、学習補助システムを活用した授業を実施。 | R3 2校、R4 1校、R5 7校、R6 5校 |
| | | | ○ 発達障害等がある生徒への支援体制を整備し、府立高校における特別支援教育の充実を図ります。 | ●府立高校特別支援教育支援員配置事業 概要:府立高校に在籍する発達障害等がある生徒への支援体制を整備するため、府立高校特別支援教育支援員を配置する。 | R3 4名、R4 4名、R5 4名、R6 4名 |
| | | | ○ 障害の重度・重複化、多様化に伴い、医療的ケアを安全に実施する体制を確保するとともに、快適かつ、安全な学校生活の充実に向けて一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな教育を推進します。 | ●特別支援学校医療的ケア体制充実事業 概要:特別支援学校における安心・安全な医療的ケア実施体制を整備するため、医療機関等と連携した喀痰吸引等研修の開催や運営組織を設置する。 | 派遣回数 R3 延べ71回、R4 延べ77回、 R5 延べ92回、R6 延べ101回 |
| | | | ○ 視覚・聴覚障害のある人の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、実践交流や指導者としての資質向上を図る指導者研修会を実施します。 | ●視覚・聴覚障害者社会教育指導者研修会 概要:視覚・聴覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流・協議するとともに、視覚・聴覚障害者の人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者としての資質の向上を図るため研修会を実施 | ・聴覚障害者社会教育指導者研修会(S54～) 南部・北部2会場で開催(延べ参加者数) R3 70人、R4 78人、R5 72人、R6 67人 ・視覚障害者社会教育指導者研修会(H1～) 各教育局(5局)で開催(延べ参加者数) R3 179人、R4 253人、R5 228人、R6 249人 |
| | | | ○ 障害の重度・重複化、多様化に対応した低床型スクールバスを整備します。 | ●スクールバスの整備 概要:障害の重度・重複化、多様化に対応した低床型スクールバスの整備 | R3 3台、R4 3台、R5 2台、R6 3台 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|---|---|---|
| | | | (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 | | |
| | | | ○ 聴覚障害のある人が利用する録画物その他各種情報記録媒体の製作及び手話通訳者の養成・派遣等の便宜等を供与し、聴覚障害のある人への支援拠点となる京都府聴覚障害者情報提供施設の設置・運営を支援します。〈再掲 3(1)〉 | | |
| | | | ○ 視覚や聴覚に障害のある人が日常生活上の必要な情報を容易に得て、また、発信できるように、点字図書館などの充実に努めます。〈再掲 3(1)〉 | | |
| | | | ○ 芸術系大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、行政その他の関係機関が連携し、障害のある人の文化芸術活動を強力に推進する組織「きょうと障害者文化芸術推進機構」を中核として、障害のある人の文化芸術活動を通じた社会参加を推進します。 | ●きょうと障害者文化芸術推進機構 等 概要:共生社会の実現に向けた障害者の社会参加を支援するため、芸術系大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、行政その他の関係機関が連携し、オール京都体制で障害者の文化芸術活動を強力に推進する組織「きょうと障害者文化芸術推進機構」を中核として、障害者の文化芸術活動を通じた社会参加を推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「きょうと障害者文化芸術推進機構」を創設(H27) ・「art space co-jin」で展覧会やワークショップを開催 企画数:R3 3、R4 4、R5 4、R6 4 ・「共生の芸術祭」開催 開催数:R3 1回 2会場 R4 1回 2会場 R5 1回 1会場 R6 1回 1会場 ・「地域アート展」開催(～H30まで) 開催箇所数:H28 10箇所 H29 12箇所 H30 13箇所 ・福祉事業所等の職員に対し、創作活動の基本的考え方や指導法等に関する研修会を開催(H28～) ・障害者の文化芸術活動をサポートするアートサポーター制度を創設しサポーターを育成(H28～) ・障害者の芸術作品のデジタルアーカイブ化を実施(H29～) 公開作品数:R6 23作家、4,173作品 ・文化庁等との協力『CONNECT⇄』アートでのびのびひろがるわたし展との連携 |
| | | | ○ 障害のある人がスポーツやレクリエーションを行い交流できる場として、障害者ふれあい広場を開催します。 | ●障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」 概要:障害者がスポーツやレクリエーションを行い交流できる場として、障害者ふれあい広場を開催 | <ul style="list-style-type: none"> 丹波自然運動公園 R1 5/26 参加者約1,100人(14チーム) R2、3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 R4 5/29 参加者約500人(14チーム) R5 5/28 参加者約680人(14チーム) R6 雨天のため中止 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|------------------------|--|--|--|
| | ○ 障害のある人のスポーツ活動を保障するため、府立の体育施設(府立体育館、丹波自然運動公園及び伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽)において、障害のある人とその介護者を対象にスポーツのつどいを実施します。 | <p>●障害者スポーツのつどい 概要:スポーツする機会を持ちにくい障害のある方々を対象に、「スポーツの場」を提供し、スポーツの喜びを伝え、健康で明るい生活の一助とすることを目的に実施。</p> <p>■開催日時 原則として、毎月第2日曜日 午後1時30分～4時 ■場所 島津アリーナ京都(府立体育館) 第1競技場、第2会議室、第10会議室 ■参加対象 原則として、府内在住の障害者とその家族及び付添者 ■参加料 無料 ■受付方法 当日受付、直接来館</p> | <p>(開催回数、参加延べ人数)</p> <p>・島津アリーナ京都 R3 0回 0人 R4 10回 778人 R5 12回 1,257人 R6 12回 1,480人</p> <p>・府立伏見港公園(障害者水泳のつどい) R3 0回 0人 R4 7回 61人 R5 3回 25人 R6 10回 182人</p> <p>・府立丹波自然運動公園(障害者スポーツのつどい) R3 9回 83人 R4 11回 181人 R5 10回 119人 R6 11回 204人</p> |
| (4) 交流及び共同学習の推進 | | | |
| | ○ 各府立特別支援学校の幼児・児童・生徒が、豊かな心をはぐくみ、社会性や協調性等社会自立の基礎を培うように優れた文化やスポーツを通じた交流会を実施します。 | <p>●特別支援学校文化・スポーツ交流事業 概要:児童生徒による芸術発表やスポーツ交流会等を通じて、文化芸術及びスポーツに直接親しむ機会を創出するとともに、地域社会との交流を行う。</p> | <p>(1)文化芸術鑑賞:音楽又は演劇等の鑑賞 主な内容:クラシック音楽の鑑賞 等</p> <p>(2)文化芸術発表:学校が取り組む演劇等の発表 主な内容:楽器演奏等</p> <p>(3)府立特別支援学校スポーツ交流会:毎年約200名以上の生徒が参加し、運営には学生ボランティアが協力(R3までは高等部スポーツ交流会として実施) ボランティア参加人数 R3 中止、R4 51名、R5 66人、R6 79人</p> |
| | ○ 府立特別支援学校において、教職を目指す大学生等を教育ボランティアとして受け入れます。 | <p>●大学生ボランティア活動推進事業 概要:府立学校において、教員を目指す大学生等を教育ボランティアとして受け入れ、児童生徒への細やかな学習支援とともに、教職を志す学生の確保、資質向上を図る。</p> | <p>(H4～H29) ボランティア養成講座 H27 延べ42回、H28 延べ29回 H29 延べ27回</p> <p>ボランティア参加人数 H29 68人、H30 20人、R1 50人、 R2 21人、R3 18人、R4 61人、 R5 25人、R6 27人</p> |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|--|--|---|--|
| | | | ○ 豊かな自然の中で、障害のある子どもが障害のない子どもとともに自然体験活動を通して、多様な立場を理解し、心のふれあいを深め、支援する心や主体性を培う「みどりキャンプ」を実施します。 | ●森と小川の教室推進事業(みどりキャンプ) 概要:障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心や社会性を培い、ノーマライゼーションの進展を図るため、るり溪少年自然の家のキャンプ場で、子どもたち自らがテント設営や野外炊飯を行い、班別プログラム(クイズラリー、溪流散策等)などの体験活動を実施 | 参加児童生徒数 R3 中止、R4 中止、R5 25人、R6 14人 |
| | | | ○ 特別支援学校に通う子どもたちが地域共生社会で暮らしていくために、特別支援学校についての理解や関心を高める取り組みを行うとともに、コミュニティ・スクールの取組等を推進し、地域住民とのネットワークづくりを進め、学校と地域住民が力を合わせた学校運営を目指します。 | ●地域共生型支援学校推進事業 概要:地域共生型の特別支援学校実現のため、子ども、保護者や地域住民とのネットワークづくりを促進する。 ●コミュニティ・スクールの運営 概要:学校と保護者や地域住民等が、学校運営目標やビジョンを共有し、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進するため、各府立特別支援学校においてコミュニティ・スクールを運営する。 | ・学校運営協議会設置 R3 11校(全校)、R4 12校(全校)、 R5 12校(全校)、R6 12校(全校) |
| | | | ○ 府立特別支援学校高等部の生徒自らが製作品の販売実習・実演を実施します。 | ●ふれあい・心のステーション 概要:全府立特別支援学校が参加し、生徒自らが製作品の販売や実演を行い、高等部生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、府民との交流や企業への理解・啓発を図る。 | 入場者数 R3 中止、R4 約1,000人、 R5 約1,100人、R6 約1,400人 |
| | | | ○ 外部機関等と連携し、府立特別支援学校生徒の清掃や接客など4分野の職種別専門的スキルを客観的に評価する京しごと技能検定を実施します。 | ●京のしごと技能検定の実施 概要:外部機関等と連携し、府立支援学校生徒の清掃や接客など4分野の職種別専門的スキルを客観的に評価する京しごと技能検定を実施する。 | 受検者数 R3 511人、R4 486人、R5 492人、R6 507人 |
| | | | ○ 好立地にある「ぶらり嵐山」を有効活用し、障害のある人の手づくり製品等の展示・販売等を行い、障害のある人の社会参画への理解を深めるとともに、交流機会の拡大を図ります。 | ●京都ほっとはあとセンターへの支援 概要:府内の就労継続支援事業所等の組織化を図り、ほっとはあと製品の普及、販売促進等に関する事業を推進 | R7.3 加入施設220 ○アンテナショップ:三条店、ぶらり嵐山 ○喫茶店の運営: 西京同窓会館、 府庁福利厚生センター、 ハートピア京都、ひとまち交流館 |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|--------------------------|--|--|---|---|
| 9 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 | | | | |
| (1) 文化・芸術活動の振興 | | | | |
| | | ○ 芸術系大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、行政その他の関係機関が連携し、障害のある人の文化芸術活動を強力に推進する組織「きょうと障害者文化芸術推進機構」を中核として、障害のある人の文化芸術活動を通じた社会参加を推進します。〈再掲 8(3)参照〉 | ●きょうと障害者文化芸術推進機構 等 〈再掲 8(3)参照〉 | / |
| | | ○ 障害のある人の芸術文化活動の可能性を切りひらき、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに障害に対する理解と認識を深めるため、障害者作品展・ものづくりワークショップ等を開催します。 | ●京都とっておきの芸術祭 概要:障害者の芸術文化活動の可能性を切りひらき、障害者の社会参加の促進を図るとともに障害に対する理解と認識を深めるため、障害者作品展・ものづくりワークショップ等を開催 | 場所:日図デザイン博物館 R3 12/2～12/5 作品展出品 706点 R4 12/1～12/4 作品展出品 769点 R5 12/1～12/3 作品展出品 758点 R6 11/29～12/1 作品展出品 762点 |
| (2) スポーツ、レクリエーション活動の推進 | | | | |
| | | ○ 障害のある人のスポーツ競技力の向上を目指し、「天皇盃全国車いす駅伝競走大会」や「全京都障害者総合スポーツ大会」への支援を行うとともに、全国障害者スポーツ大会に京都府選手団を派遣します。 | ●天皇盃 全国車いす駅伝競走大会 概要:天皇盃全国車いす駅伝競走大会開催に係る執行委員会への支援 | R1～R3 新型コロナウイルス拡大防止のため中止 R4 全国から15チームが参加(うち京都2チーム、障害者・健常者混成1チーム初参加) R5 全国から16チームが参加(うち京都2チーム) R6 全国から18チームが参加(うち京都2チーム) |
| | | | ●全国障害者スポーツ大会への選手派遣 概要:全国障害者スポーツ大会に京都府選手団を派遣 | R3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(三重県) R4 24人の選手を派遣(参加者総数959人) R5 26人の選手を派遣(10/28～30 鹿児島県) R6 21人の選手を派遣(10/26～28 佐賀県) |

| 基本方向(計画の記載内容) | | | | (事業) | (実績等) ※再掲は斜線表示 |
|---------------|--|---|--|--|---|
| | | | | <p>●全京都障害者総合スポーツ大会 概要:全京都障害者総合スポーツ大会の運営に要する経費を助成</p> | <p>R3 卓球、卓球バレー、ボッチャ、水泳、フライングディスクを開催 (参加者総数446人) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため陸上・アーチェリー中止 R4 卓球、卓球バレー、ボッチャ、水泳、フライングディスク、陸上、アーチェリーを開催 (参加者総数959人) R5 卓球、卓球バレー、ボッチャ、水泳、フライングディスク、陸上、アーチェリーを開催(参加者総数1,064人)</p> |
| | | ○ サン・アビリティーズ城陽における障害者スポーツの拠点機能の強化をおこなうとともに、パラ・パワーリフティング競技を始め障害者スポーツの振興を図ります。 | ●ナショナルトレーニングセンターの誘致・拠点整備 概要:サン・アビリティーズ城陽における障害者スポーツの拠点機能の強化をおこなうとともに、パラ・パワーリフティング競技を始め障害者スポーツを振興を図る | <p>「サン・アビリティーズ城陽」がパワーリフティング競技のパラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受ける(H28.7.22) ・合宿等日数 R6 43日 ・チャレンジカップ京都開催(R6.5.18・19) ・医科学サポート、機器整備</p> | |
| | | ○ 障害のある人がスポーツやレクリエーションを行い交流できる場として、障害者ふれあい広場を開催します。〈再掲 8(2)参照〉 | ●障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」 概要:障害者がスポーツやレクリエーションを行い交流できる場として、障害者ふれあい広場を開催 | / | |
| | | ○ 府内各地で障害者スポーツが広がるよう、地域で活動する障害者スポーツ指導員を増員します。 | ●障害者スポーツ指導員養成研修事業 | <p>R3 2回 17人 R4 1回 2人 R5 1回 7人 R6 実施せず</p> | |
| | | ○ 障害のある人のスポーツ活動を保障するため、府立の体育施設(府立体育館、丹波自然運動公園及び伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽)において、障害のある人とその介護者を対象にスポーツのつどいを実施します。〈再掲 8(3)〉 | ●障害者スポーツのつどい 〈再掲 8(3)参照〉 | / | |